

川口市産業施策ガイドブック 2026

川口市経済部



「産業施策ガイドブック」ご利用の手引き

本書は、川口市内の中小企業者の方が産業施策をご利用になる際の手引書として、主な施策の概要を紹介したものです。

- ※ 本書に記載している内容は、各施策の概要でありますので、実際に各施策をご利用になる場合は、各ページの下欄に記載されております「お問い合わせ先」までご確認ください。
- ※ 本書に記載している内容は、令和8年5月現在で編集しております。ご利用の時期によっては、記載内容（項目、要件、申請時期等）が変更されている場合もありますので、ご注意ください。
- ※ この冊子全般に関するお問い合わせ、何かお気づきの点などがございましたら、以下までご連絡ください。

川口市経済部産業振興課工業振興係

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

電話 048-259-9019

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

URL <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/> [川口市HP]

目次（用途別）

1 相談・診断窓口のご案内

1 川口市の事業

●創業相談窓口	2
●起業個別相談会	2
●農業全般	2
●農地関係相談	2
●緑化相談	2

2 埼玉県の実業

●労働相談	4
●働く人のメンタルヘルス相談	4
●若者自立支援センター埼玉	4

3 川口商工会議所の事業

□本所

●法律相談	5
●金融相談	5
●税務相談	5
●労務・社会保険相談	5
●経営・創業・デジタル化相談	5
●経営相談	5
●事業承継相談	5

□鳩ヶ谷支部

●税務相談	5
●金融相談	5
●法律相談	5
●経営相談	5

4 各機関の事業

- 川口総合労働相談コーナー 6
- ハローワークプラザ川口 6

2 経営の安定のために

1 川口市の事業

- D X推進補助金 8
- デジタル人材育成オンライン講座 9
- 住工共生コミュニティ活動事業補助金 10
- 中小企業経営支援専門家派遣事業補助金 11
- 先端設備等導入計画の認定 12

2 情報提供

- 事業承継支援 14

3 工業の振興のために

1 川口市の事業

- 企業立地支援事業 16
- 地場製品の紹介・P R 18
- 展示会等出展事業補助金 19

2 川口商工会議所の事業

- 川口 i-mono (いいもの) ブランド・
川口 i-waza (いいわざ) ブランド認定制度 20
- 販路開拓 (受発注商談会) 支援事業 21

4 商店街の振興のために

1 川口市の事業

- コミュニティ活動事業 (ソフト事業) 24
- コミュニティ関連施設設置事業 (ハード事業) 25
- 商店改修事業 26
- 空き店舗活用事業 27
- 照明施設維持管理事業 28

●美化促進事業	29
---------	----

5 融資制度のご案内（商工事業者向け）

1 川口市の事業

●小規模事業者資金融資	33
●中小企業運転資金融資	34
●中小企業設備資金融資	35
●中小企業技術高度化設備資金融資	36
●中小企業経営環境リフレッシュ資金融資	37
●中小企業創業支援資金融資	38
●産業立地促進資金融資	39
●地域貢献事業者資金融資	40
●中小企業短期資金融資	41
●中小企業組合転貸資金融資	42

2 埼玉県の事業

●事業資金・一般貸付	43
●事業資金・短期貸付	43
●小規模事業資金	43
●起業家育成資金	43
●産業創業資金・経営革新計画促進貸付	43
●産業創業資金・事業承継特別貸付	43
●産業創業資金・事業承継支援貸付	43
●経営安定資金・大臣指定等貸付特定業種関連	44
●経営安定資金・大臣指定等貸付金融円滑化関連	44
●経営安定資金・知事指定等貸付金融円滑化関連	44
●経営あんしん資金	44

3 保証協会の事業

●セーフティネット保証制度	45
---------------	----

6 創業する方のために

1 川口市の事業

●登録免許税の減免等のための証明書発行	48
---------------------	----

●女性のための起業講座	49
2 川口商工会議所の事業	
●専門家相談窓口	50
●創業塾	51
●創業セミナー	52
3 創業支援センター埼玉の事業	
●創業支援センター埼玉	53
7 市内経済循環のために	
1 川口市の事業	
●川口市産品公共工事活用促進制度	56
●委託事業における市内事業者活用促進に関する取り組み	57
8 企業立地のために	
1 川口市の事業	
●川口市土地マッチング事業	60
2 埼玉県の実業	
●埼玉県産業立地促進補助金	61
9 勤労者の福祉向上のために	
1 川口市の事業	
●中小企業健康管理推進補助事業 (中小企業勤労者定期健康診断料補助金、作業環境測定費補助金)	66
●中小企業従業員等奨学金返還支援補助金	68
●若年者定住就労促進家賃補助金	69
2 川口市勤労福祉サービスセンターの事業	
●福利厚生・退職金共済制度	70

10 勤労者のスキルアップのために

1 川口市の事業

- 技能検定等受検手数料助成事業 7 2
- 社員研修支援事業 7 3

11 認定・表彰制度のご案内

1 川口市の事業

- 永年勤続従業員表彰 7 6
- 産業技術・技能者顕彰 7 7
- 地域貢献事業者認定事業 7 8

12 採用・就職をする方のために

1 川口市の事業

- 川口市企業ガイド 8 0

2 川口市シルバー人材センターの事業

- シルバー人材センター事業 8 1

3 ハローワークの事業

- ハローワーク（公共職業安定所） 8 2

13 勤労者・事業者への情報提供

1 川口市の事業

- 「はかり」の定期検査 8 4

14 農業の振興のために

1 川口市の事業

- 認定農業者支援事業 8 6
- 農業近代化資金利子補給制度 8 7
- 農業施設設置助成事業 8 8

●農業振興事業計画認定制度	89
---------------	----

2 川口緑化センターの事業

●各種イベントのご紹介	90
●ホームページ等による情報発信	91

15 農業委員会からのご案内

1 川口市農業委員会の事業（事務）

●農地転用手続き	94
●相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行	95
●川口市農地情報登録制度	96

16 観光の振興のために

1 川口市の事業

●地域資源活用事業	98
●住宅宿泊事業法（民泊）について	99

1

相談・診断窓口のご案内

1 相談・診断窓口のご案内

1 川口市の事業

種類	内容	曜日	時間	場所
創業相談窓口	起業・創業に関する相談に応じています。お気軽にご相談ください。	月～金 (年末年始・祝日を除く)	9:00～16:30 (川口商工会議所 9:00～17:30)	川口市経営支援課 川口商工会議所 (本所/中小企業支援課、鳩ヶ谷支部)
起業個別相談会	起業・創業に関する様々なお悩み事を専門家が無料でアドバイスします。	原則毎月 第4金曜日	10:30~/ 13:00～	川口若者ゆめワーク1階 セミナールーム
農業全般	農業に関する全般的なご質問等について電話等で応じています。	月～金 (年末年始・祝日を除く)	9:00～16:30	農政課
農地関係相談	農地転用や相続税納税猶予適格者証明等について相談に応じています。 (なお、事前予約制をとっております。)	月～金 (年末年始・祝日を除く)	電話予約 8:30～17:15 窓口相談 9:00～16:30	農業委員会事務局
緑化相談	緑化相談員が市民に対して緑の総合的な相談に応じています。	「広報かわぐち」及びグリーンセンターホームページに掲載しています。	10:00～ 12:00 13:00～ 16:00	園芸相談所(グリーンセンター内)

お問い合わせ先

- ・創業相談窓口については、下記まで

川口市経営支援課経営支援係 電話 048-258-1647

川口商工会議所 本所/中小企業支援課 電話 048-228-2220

鳩ヶ谷支部 電話 048-281-5555

※川口商工会議所HP「専門相談支援・サービス」の申込みフォームより
お申込みください。

- ・起業個別相談会の相談・受付については

川口市経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

- ・農業全般の相談については、川口市経済部農政課

電話 048-259-7249 FAX 048-258-1161

E-mail 100.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

- ・農地関係相談については、川口市農業委員会事務局

電話 048-258-7922 FAX 048-258-1161

E-mail 280.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

- ・緑化相談については、グリーンセンター園芸相談所

電話 048-281-2319 FAX 048-282-0111

E-mail 100.05000@city.kawaguchi.saitama.jp

1 相談・診断窓口のご案内

2 埼玉県の実業

労働相談	賃金や労働時間、解雇、労務管理の改善など、勤労者や経営者の抱える労働に関する様々な問題にアドバイスをします。(労働基準法に規定する労働者や使用者の方が対象です。請負、業務委託、フリーランスなど個人事業の方及び公務員はご利用になれません)	月～金 (年末年始・祝日を除く)	電話相談(受付) 9:00～16:30 面接相談(受付) 9:00～16:00	労働相談センター さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第二庁舎 1階 Tel 048-830-4522
働く人のメンタルヘルス相談	職場の人間関係や仕事上の悩みから生じるストレスの解消に向けて、専門家がアドバイスします。(労働基準法に規定する労働者や使用者の方が対象です。請負、業務委託、フリーランスなど個人事業の方及び公務員はご利用になれません)	月～木 (年末年始・祝日を除く)	電話予約・原則面接相談	労働相談センター さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第二庁舎 1階 Tel 048-830-4522
若者自立支援センター埼玉 (併設：かわぐち若者サポートステーション)	働くことに悩みを抱える若者に対して、相談やセミナー、しごと体験等を行い、就職活動等を総合的にサポートします。(15歳～49歳まで。在学・在職中の方は、原則ご利用になれません)	月～土 (年末年始・祝日を除く)	9:00～17:00 (相談やセミナーなどは予約制)	「川口若者ゆめワーク」3階 川口市川口 3-2-2 リブレ川口一番街 2号棟 Tel 048-255-8680 Mail kawaguchi.saposute@mail.o-hara.ac.jp

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

1 相談・診断窓口のご案内

3 川口商工会議所の事業

■本所（要予約） 会場：川口総合文化センター・リリア9階

種類	内容	曜日	時間
法律相談	弁護士による法律相談（非会員 6,000 円/H+消費税）	毎月第1・3木曜日	13:00～ 16:00
金融相談	日本政策金融公庫による企業の資金面の相談	毎月第1・3火曜日	10:00～ 12:00
税務相談	税理士による税務相談	毎月第2水曜日	13:00～ 16:00
労務・社会保険相談	社会保険労務士による解雇、労使トラブル、マイナンバー等の相談	毎月第3水曜日	10:00～ 12:00
経営・創業・デジタル化相談	中小企業診断士による経営・創業・デジタル化相談	経営・創業：随時 デジタル化：第2・4金曜日	随時
経営相談	埼玉県よろず支援拠点による経営相談	毎月第2木曜日	9:30～ 17:30
事業承継相談	埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターの専門員による事業承継の相談	毎月第3金曜日	9:30～ 17:30

■鳩ヶ谷支部（要予約） 会場：鳩ヶ谷支部

種類	内容	曜日	時間
税務相談	税理士による税務相談	毎月第1火曜日	13:00～ 16:00
金融相談	日本政策金融公庫による企業の資金面の相談	毎月第2火曜日	10:00～ 12:00
法律相談	弁護士による法律相談（非会員 6,000 円/H+消費税）	毎月第4火曜日	13:00～ 16:00
経営相談①	中小企業診断士による経営相談	毎月第3火曜日	13:00～ 16:00
経営相談②	埼玉県よろず支援拠点による経営相談	毎月第3火曜日	9:30～ 17:30

お問い合わせ先

川口商工会議所 本所/中小企業支援課

電話 048-228-2220 FAX 048-228-2221

鳩ヶ谷支部

電話 048-281-5555 FAX 048-285-6630

1 相談・診断窓口のご案内

4 各機関の事業

種類	内容	曜日	時間	場所
川口総合労働相談コーナー	労働問題に関するあらゆる分野について、労働者・事業主からのご相談を面談あるいは電話でお受けしています。	月～金 (年末年始・祝日を除く)	9:00～16:30	川口労働基準監督署内 川口市川口 2-10-2 TEL 048-498-6648
ハローワークプラザ川口	ハローワーク川口の出先機関です。職業相談・職業紹介をご希望の場合には、是非ご利用下さい。(雇用保険業務・職業訓練業務は、お取り扱いしておりません。)	月～金	9:00～17:00	「川口若者ゆめワーク」1階 川口市川口 3-2-2 リプレ川口一番街 2号棟 TEL 048-255-8070

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

2

経営の安定のために

2 経営の安定のために

1 川口市の事業

DX 推進補助金

市内中小企業者の DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、DX・デジタル化の推進につながるシステムや設備導入等を行う事業者に対して費用の一部を補助します。

対象となる方

中小企業者で、個人にあっては市内に住所及び事業所を有するもの、法人にあっては次の(ア) 又は(イ) のいずれかに該当し、かつ、市内における事業実態があるもの。

(ア) 市内に本店を有していること。

(イ) 全従業員が50人以上で、かつ、全従業員数の2分の1以上が市内の事業所に勤務していること。

また、市税を完納していること。

内容

対象：国の補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、デジタル化・AI 導入補助金（旧：IT 導入補助金）、小規模事業者持続化補助金、事業再構築補助金、中小企業新事業進出補助金、中小企業省力化投資補助金）の交付決定を受け、DX・デジタル化につながる取り組みを行った市内事業者。
※国の補助金に上乗せして補助します。

補助率：自己負担額の1/2

補助限度額：50万円

予算が無くなり次第終了

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

2 経営の安定のために

1 川口市の事業

デジタル人材育成オンライン講座

市内中小企業者のデジタル人材の育成を目的とし、期間内において無料で受けられるオンライン講座（デジタル化・業務改善など）を提供します。様々な動画コンテンツから、自分が学びたいことをいつでもどこでも学ぶことができ、オンラインを使った最先端かつ実践的な学びが可能となります。

対象となる方

- ・ 中小企業者（個人事業主にあつては市内に住所及び事業所を有するもの、法人にあつては市内に事業所を有するもの。）
- ・ 個人（起業を目指す方、求職者等）

内容

ビジネスシーンに応じた動画コンテンツをPC、スマホアプリから利用することができ、個々のレベル（知識・技能）に応じた効率的な学習が可能となる。

募集人数

1期につき70人程度

ご利用方法(予定)

毎年度2期に分けて受講者を募集しています。

（受講期間）第1期：令和8年4月～9月、第2期：令和8年10月～令和9年3月
詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

2 経営の安定のために

1 川口市の事業

住工共生コミュニティ活動事業補助金

住工共生を推進するため、市内事業者等が主体となり、近隣地域住民等と共同で実施するコミュニティ活動事業を支援します。

対象となる方

下記に掲げる者で、市内に事業所を有し、1年以上同一事業を経営し、原則として市税を完納している者

- ①日本標準産業分類における大分類製造業に属する事業を営む法人又は個人、若しくは、物品等の切削、曲加工などを行う機械設備を常設し事業を営む法人又は個人（以下、「製造業事業者」という）
- ②製造業事業者が加入する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合
- ③製造業事業者が集団形態をとり、協同して事業を行う団体で、市長が前号に該当するものに相当すると認めた団体
- ④商工会議所

内容

■補助対象事業

- ①住工共生とコミュニティの活性化を図るため、近隣地域住民等と連携、協力して協同で実施する事業
- ②市民等に対し広く工場見学の受け入れなどを実施することにより、本市「ものづくり」産業への理解の醸成と工場の良い操業環境の維持向上に関する事業
- ③市長が補助対象事業として適当であると認める事業

[具体例]

市内事業者等が主体となり、近隣町会等とともに合同で運営する①工場等で行うイベント（お祭り、音楽祭など）、②工場等の近隣美化活動など

■補助率

補助対象経費の30%以下（川口市地域貢献事業者認定を受けた者については50%以下）の額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

ただし、補助金額は1事業300,000円を限度とし、市長が予算の範囲内で決定する額。

ご利用方法

下記にお問合せください。

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課工業振興係

電話 048-259-9019 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

2 経営の安定のために

1 川口市の事業

中小企業経営支援専門家派遣事業補助金

①公社専門家派遣事業補助金

市内中小企業者が抱える専門性が必要な課題の解決を図るため、公益財団法人埼玉県産業振興公社が行っている「専門家派遣事業」を利用した事業者に対して費用の一部を補助します。

対象となる方

公益財団法人埼玉県産業振興公社が行う「専門家派遣事業」を利用した中小企業者で、個人にあつては市内に住所及び事業所を有するもの、法人にあつては市内に事業所を有するもの。また、市税を完納していること。

内容

- ①補助対象額 1回の派遣につき公益財団法人埼玉県産業振興公社に支払う経費
- ②補助率 補助対象額の1/2 1回の派遣につき、補助限度額10,000円

ご利用方法

下記にお問い合わせください。

②会議所専門家派遣事業補助金

川口商工会議所（以下「会議所」）が行っている専門家による派遣事業・相談会を市内中小企業者が利用した際に、市が会議所に対して費用の一部を補助します。（市内中小企業者の専門家派遣事業の利用は一部無料）

専門家派遣事業を利用できる対象となる方

中小企業者で、個人にあつては市内に住所及び事業所を有するもの、法人にあつては市内に事業所を有するもの。また、市税を完納していること。

内容

- ①補助対象額 1回の派遣につき会議所が専門家に支払う経費
- ②補助率 1回の派遣につき、補助限度額15,000円

専門家派遣事業のご利用方法

川口商工会議所 中小企業支援課（電話 048-228-2220）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

2 経営の安定のために

1 川口市の事業

先端設備等導入計画の認定

市内中小企業者等が行う、労働生産性を向上させるための新たな設備投資(※)を支援します。

認定経営革新等支援機関(商工会議所・商工会・金融機関・士業等の専門家)のサポートを受けながら、自社の取組を「先端設備等導入計画」として作成し、その取組内容が川口市の「導入促進基本計画」等に合致する場合に、川口市の認定を受けることができます。

※ 対象となる設備は、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備のうち取得価額等による条件を満たしたものを指します。

対象となる方

市内に事業所を有する中小企業者

適用期間

令和8年度(2026年度)3月末まで

申請方法

下記図参照

※詳しくは市HPをご覧ください。

認定された場合の支援策

導入設備(償却資産)に係る固定資産税の特例を受けることができる。

① 1. 5%以上の賃上げ表明されたもの: 3年間、課税標準を1/2に軽減

② 3%以上の賃上げ表明されたもの: 5年間、課税標準を1/4に軽減

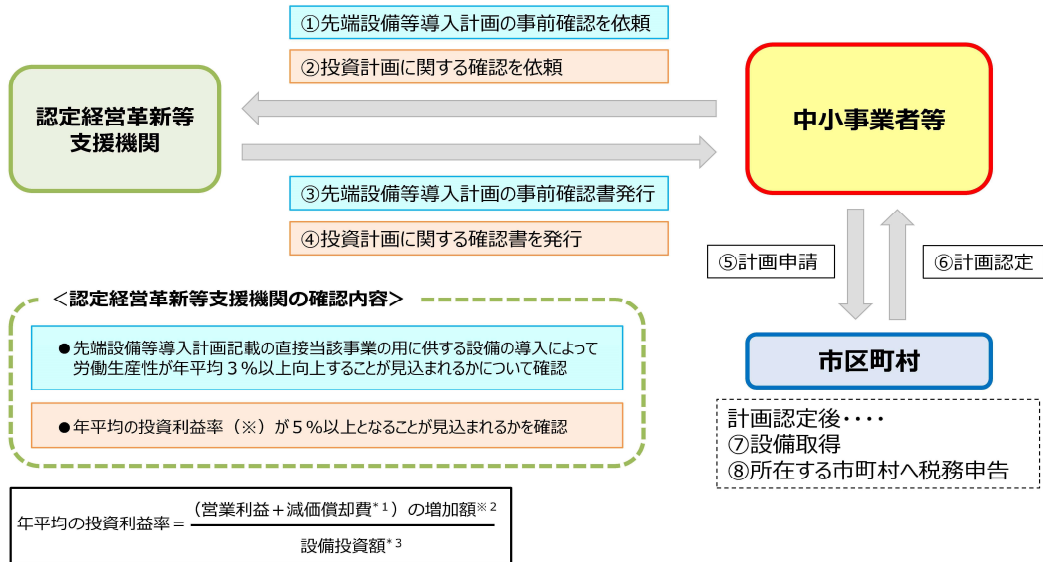
※計画提出日が属する事業年度(令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る)又はその翌事業年度の雇用者給与等支給額を引き上げるものに限ります。

※固定資産税の特例の適用を受けるためには、賃上げ方針の表明を計画に位置付ける必要があります。

～ 申請手続きの流れ ～

固定資産税の特例について（スキーム図①）

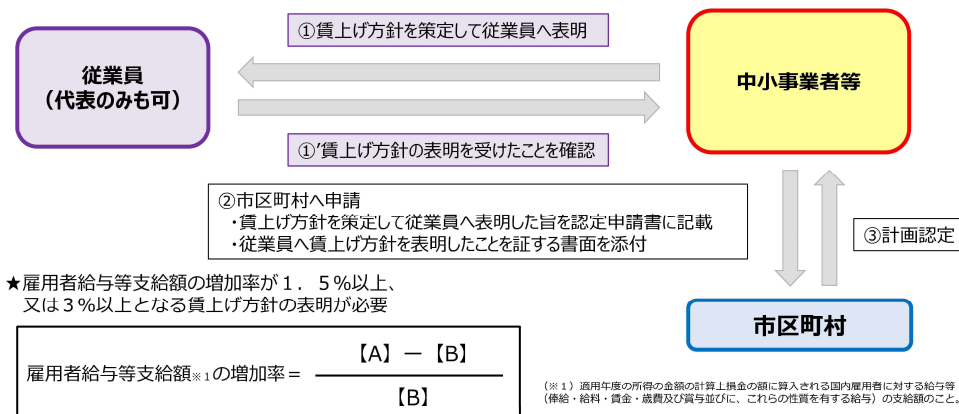
～投資利益の要件について～



- ※1 会計上の減価償却費
- ※2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額
- ※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

固定資産税の特例について（スキーム図②） ～賃上げ方針の表明について～

→ 固定資産税の特例を適用するため、賃上げ方針の表明を計画に位置づける必要があります



- ★賃上げ方針で用いる計算式（賃上げ方針を変更する場合、以下の「申請日」を「変更計画の申請日」に置き換えて下さい。）
- [A] 計画認定の申請日の属する事業年度^{※2}又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額
- (※2) 令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。
- [B] 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額

お問い合わせ先

川口市経済部産業労働政策課政策係

電話 048-259-9025 FAX 048-258-1190

E-mail 100.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

2 経営の安定のために

2 情報提供

事業承継支援

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援します。国では高齢化する中小企業経営者の事業承継を後押しするため、事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する等の税制措置や、事業承継・M&A補助金等を行っています。

対象となる方

市内中小企業者等

内容

- ◆相続税・贈与税の納税猶予及び免除（株式譲渡の際の税負担を減らしたい方）
- ◆事業承継・M&A補助金（事業承継に際しての設備投資やM&A・PMIの専門家活用費用のための資金が欲しい方）
- ◆事業引継ぎ支援センターでのマッチング（後継者が見つからない方）
- ◆事業承継専門相談会（事業承継に関する相談をしたい方）

ご利用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係 電話 048-258-1647

川口商工会議所 本所/中小企業支援課 電話 048-228-2220

鳩ヶ谷支部 電話 048-281-5555

※相続税・贈与税の納税猶予及び免除については

埼玉県産業労働部産業支援課 電話 048-830-3910

※事業承継・M&A補助金については

中小企業庁 事業承継・M&A補助金事務局

・専門家活用／廃業・再チャレンジ 電話 050-3145-3812

・事業承継促進 電話 050-3192-6274

・PMI推進 電話 050-3192-6228

※後継者が見つからない方は

埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター 電話 048-711-6326

3

工業の振興のために

1 川口市の事業

企業立地支援事業

市内で新たに事業を開始する事業者及び事業拡張のため一定規模以上の新設・増設を行う事業者を支援します。

対象となる方

川口市内において、原則として市税を完納しており、下記のいずれかの条件を満たす方。

- ・ 製造業（日本標準産業分類 大分類「製造業」に分類される産業）を営んでいる、又は新たに営もうとする事業者
- ・ 「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用した事業者

内容

(1) 工場等固定資産税等相当額補助金

市内の特定地域内（都市計画区域のうち工業地域、準工業地域、工業専用地域）において、新增設される工場とそれに付帯する施設・事務所等の床面積が100㎡以上あること。また、新たに土地・家屋を登記し、操業を開始（市職員が現地調査し操業の確認が必要となります。）した後、初めて対象の固定資産税等が課税される年度内に補助申請を行うこと。（土地取得のみでの申請は不可。）

補助対象額：工場に係る固定資産税、都市計画税相当額

補助率：補助対象額の1/2以内 200万円限度

補助期間：3年度間

(2) 貸工場賃借料相当額補助金

市内の特定地域内（都市計画区域のうち工業地域、準工業地域、工業専用地域）において、新たに賃借される工場とそれに付帯する施設・事務所等の床面積が100㎡以上あること。所有者と借家人（法人にあってはその代表者）が、三親等以内の親族でないこと。また、操業を開始（市職員が現地調査し操業の確認が必要となります。）し、賃貸借契約を締結した日から概ね1年以内に補助申請を行うこと。

補助対象額：年度内の貸工場家賃相当額

補助率：補助対象額の1/2以内 120万円限度かつ月額10万円

補助期間：24ヶ月

(3) 流通業務等施設固定資産税相当額補助金

新たに「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用し、流通業務施設又はデータセンターを整備する事業者で、固定資産税の課税対象となるもの。

補助対象額：流通業務等施設に係る固定資産税

補 助 率：補助対象額の1／2以内 200万円限度

補 助 期 間：3年度間

(4) 雇用促進補助金

上記(1)、(2)、(3)に該当した事業所において、工場が操業を開始した日から1年を経過した日(以下「基準日」とする)の前日までに市内に住所を有する者を正社員として新たに雇用し(この期間内であれば、雇用月日が違っていても、15人までは対象となる。)その後、基準日より1年間継続雇用した場合に補助対象となり、補助申請はその年度内に行うこと。

補 助 金 額：市内在住の雇用者数×20万円 300万円限度

その他

- ・市内移転の場合は以前の工場の床面積より100㎡以上増えていること。
- ・「川口SDGsパートナー」の募集期間内に、登録をするよう努めること。

ご利用方法

下記にお問合せください。

お問い合わせ先

川口市経済部産業労働政策課産業創出係

電話 048-258-1619 FAX 048-258-1190

E-mail 100.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

3 工業の振興のために

1 川口市の事業

地場産品の紹介・PR

市役所第二本庁舎2階エントランスに展示し、市内で製造されている地場産品の紹介、PRをしています。

対象となる方

市内に事業所を有し、市内において製造又は加工された製品及び企画された製品の出品を希望する企業

内容

- 展示期間：約一年間
- 募集数：約40事業所
- 募集時期：2月～3月頃
- 製品の規格：概ね縦・横・高さ 各30cm、重量5kg以下
※応募多数の場合は製品数を調整させていただきます。

- 申し込み多数の場合は抽選になります。
- 広報かわぐち、市ホームページ等で募集します。

ご利用方法

募集時期等については、下記にお問合せください。

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課工業振興係

電話 048-259-9019 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

3 工業の振興のために

1 川口市の事業

展示会等出展事業補助金

中小企業者等の販路開拓を促進し、本市産業の振興に寄与することを目的として、市内中小企業者等が自社の製品・技術・サービス等を展示会等へ出展する際に小間代の一部を補助します。

対象となる方

中小企業者等であって、次のいずれにも該当するもの

- ①本市内に事業所を有し、1年以上引き続いて同一事業を経営していること
- ②個人事業者にあつては、本市の住民基本台帳に1年以上引き続いて記録されていること
- ③納期の到来した市税を完納していること
- ④川口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体に関連すると認められる者でないこと

内容

■対象となる展示会

- ・国または地方公共団体が主催または後援する展示会
- ・国内外で開催される出展小間数が100以上の規模を有する展示会等
(オンライン展示会を含む)

※下記の事項に該当する場合は、助成金の対象となりません。

- ・同一の出展で他の公的機関から出展費の補助を受ける場合
- ・展示即売を目的としている場合
- ・本市または申請者が主催・共催する展示会等に出展する場合
- ・自社製品、技術等の出展ではない場合

■補助対象経費：出展小間代の1/2以内（千円未満切捨て）

■補助金限度額：30万円（川口市地域貢献事業者認定企業及び海外展示会は40万円）

ご利用方法

詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課工業振興係

電話 048-259-9019 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

3 工業の振興のために

2 川口商工会議所の事業

川口 i-mono (いいもの) ブランド・川口 i-waza (いいわざ) ブランド認定制度

本商工会議所は、川口の伝統と信頼の証として、本市のものづくり力を象徴していくよう、川口市等と連携して、本市で製造された優れた製品や高い技術（技能含む）を川口ブランドとして認定していく川口 i-mono (いいもの) ブランド・川口 i-waza (いいわざ) ブランド認定制度を実施し、現在74製品50技術の124ブランドを認定しています。

この制度は、認定した優良製品や技術（技能含む）に対し展示会や広報等のPR活動、販路拡大や品質向上への支援を行うことにより、その製品や技術の魅力が更に高まることと、ものづくりのまち「川口」の知名度の向上を目的としています。

対象となる方

- (1) 川口市内に主たる事業所（会社にあつては法人市民税が課税される事業所）を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。
- (2) 事業に必要な許認可を取得していること。
- (3) 市税を完納していること。

対象

<川口 i-mono (いいもの) ブランド>

- (1) 市内で生産または製造された製品・部品であること。（食料品を除く）
- (2) 既に市場に存在する製品であること。

<川口 i-waza (いいわざ) ブランド>

- (1) 市内に主たる事業所があり、ものづくりの製造に関わる技術（技能含む）であること。
- (2) 既に市場に存在する技術であること。

ご利用方法

募集時期等の詳細については下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

川口商工会議所 本所/中小企業支援課

電話 048-228-2220 FAX 048-228-2221

URL <https://www.kawaguchicci.or.jp/brand/>

3 工業の振興のために

2 川口商工会議所の事業

販路開拓（受発注商談会）支援事業

全国ものづくり受発注商談会&技術連携マッチング（工業版）
全国の工業系ものづくり企業が一堂に会する、事前マッチング形式の大規模商談会で、全国から年間延べ1,200社超の製造業者がエントリーしています。受発注双方のニーズに基づいてマッチングするため、ミスマッチの少ない質の高い商談を目指しています。

対象となる方

中小企業

商談テーマ

金属製品、機械器具、その他関連業種
一加工、組立、試作、供給、樹脂成型・加工、その他関連工事等一

ご利用方法

募集時期等の詳細については下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

川口商工会議所 本所/総合政策課

電話 048-228-2220 FAX 048-228-2221

URL <https://www.kawaguchicci.or.jp>

4

商店街の振興のために

4 商店街の振興のために

1 川口市の事業

コミュニティ活動事業（ソフト事業）

商店街振興組合等が商店街の活性化のため、ソフト事業を行う際に補助を受けることができます。

対象となる方

商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、地区商店街連合会 等

内容

商店街がソフト面の充実を図り、消費者とのふれあいの場をひろげるために行う各種事業に対して補助します。

	(補助限度額)	※コミュニティ機能の高い事業、川口市地域貢献事業者として認定を受けた商業団体の事業、埼玉県黒おび商店街の認定を受けた商業団体の事業については50%以内。
市	30%以内	なし

※対象事業の例

- 【販売促進事業】 中元・歳末の売り出し等
- 【イベント事業】 ナイトバザール・フリーマーケット・お祭り等
- 【研修会・講演会】 講師を招いての研修会・講演会等

ご利用方法

- (1) 川口市に申請書を提出
- (2) 川口市が事業内容を審査し交付決定後に事業の実施
- (3) 事業終了後、川口市に実績報告書を提出し、交付確定後に補助金の請求

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課商業観光係

電話 048-259-9018 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

4 商店街の振興のために

1 川口市の事業

コミュニティ関連施設設置事業（ハード事業）

商店街振興組合等が商店街の活性化のため、ハード事業を行う際に補助を受けることができます。

対象となる方

商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、地区商店街連合会 等

内容

商店街が街路灯、ストリートファニチャー等の施設を設置・改修する環境整備事業に対して補助を行い、特色ある商店街づくりの推進を図ります。（市内に本社のある事業者が施工する工事のみ対象。）

<新 設>		(補助限度額)
<input type="checkbox"/> 市	1 / 3 以内	3, 0 0 0 万円
<input type="checkbox"/> 県	1 / 3 以内	下限 5 0 万円 上限 1, 0 0 0 万円
<改 修>		(補助限度額)
<input type="checkbox"/> 市	1 / 2 以内	5 0 0 万円
<input type="checkbox"/> 県	1 / 3 以内	下限 2 5 万円 上限 2 5 0 万円

※県の補助は、次の事業のみが対象です。

LED街路灯／ソーラーパネル整備、駐車場／駐輪場整備、ICカード機器設置、イベントスペース整備、移動販売車購入

ご利用方法

- (1) 川口市に申請書を提出
- (2) 川口市が事業内容を審査し交付決定後に事業の実施
- (3) 事業終了後、川口市に実績報告書を提出し、交付確定後に補助金の請求

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課商業観光係

電話 048-259-9018 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

4 商店街の振興のために

1 川口市の事業

商店改修事業

市内で店舗を営む方が店舗の集客力や買物環境の向上を目的とした店舗の改修を行う際に補助を受けることができます。

対象となる方

市内に住民登録のある個人又は法人市民税に関する届出のある法人

内容

店舗の集客力や買物環境の向上を目的とした店舗の改修を行う場合、改修工事費の一部を補助します。

(補助限度額)

市 30%以内 50万円

主な要件

- ・店舗床面積の合計が200㎡未満であること。
- ・1万㎡以上の大規模小売店舗内のテナント物件でないこと。
- ・小売業、飲食業、生活関連サービス業等、常時看板を掲出している来客型の店舗であること。
- ・5年以上の営業実績があること。
- ・週5日以上営業していること。
- ・川口商工会議所の経営診断を受けること。
- ・市内に本社がある法人又は、市内に住所がある個人に請け負わせる工事であること
…など

※申請に際しては、上記以外にも細かな要件があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

ご利用方法

- (1) 川口市に申請書を提出（事業に着手する14日前まで）
- (2) 川口市が事業内容を審査し交付決定後に事業の実施
- (3) 実績報告書提出前までに川口商工会議所の経営診断を受け、経営診断シートを実績報告書と併せて提出
- (4) 事業終了後、川口市に実績報告書を提出し、交付確定後に補助金の請求

※申請書類は市ホームページよりダウンロードすることができます。

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課商業観光係

電話 048-259-9018 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

4 商店街の振興のために

1 川口市の事業

空き店舗活用事業

対象とする商店街区域内の空き店舗でこれから事業を行う方が、店舗の改修を行う際に補助を受けることができます。

対象となる方

市内に住民登録又は登記している個人・法人、任意商店街

内容

商店街区域内の空き店舗を改修してこれから事業を開始する場合、改修工事費の一部を補助します。(市内に本社のある事業者が施行する工事のみ対象。)

(補助限度額)

市 1 / 2 以内 200万円

主な要件

- ・店舗として賃借できる状況ながら3ヶ月以上空いている店舗であること。
- ・建物の1階又は2階部分にある店舗で、道路から直接入店できる構造のもの。
- ・小売業、飲食業、生活関連サービス業等であること。
- ・通常1日のうち7時間以上営業し、かつ週5日以上営業すること。
- ・商店街及び川口商工会議所に加入し、商店街の活性化を図るための活動に参加すること。

※申請に際しては、上記以外にも細かな要件があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

ご利用方法

- (1) 対象の商店街から推薦書を取得する
- (2) 川口商工会議所で事業計画書を確認してもらう
- (3) 川口市に申請書を提出(工事着手する14日前まで)
- (4) 川口市が事業内容を審査し交付決定後に事業の実施
- (5) 事業終了後、川口市に実績報告書を提出し、交付確定後に補助金の請求

※申請書類は市ホームページよりダウンロードすることができます。

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課商業観光係

電話 048-259-9018 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

4 商店街の振興のために

1 川口市の事業

照明施設維持管理事業

商店街振興組合等が所有する街路灯・モニュメント等の照明施設の電気料に対して、補助を受けることができます。

対象となる方

商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街

内容

商店街の買物客への夜間の利便性及び安全性を図るために、商店街が所有し維持管理する街路灯等の照明施設に対してその電気料の一部を補助します。

市 60%以内

ご利用方法

- (1) 川口市に申請書を提出
- (2) 川口市が事業内容を審査し交付決定
- (3) 補助金の請求

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課商業観光係

電話 048-259-9018 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

4 商店街の振興のために

1 川口市の事業

美化促進事業

商店街振興組合等がみどりのあふれる商店街にするため、商店街区内に植栽等を設置する際に補助を受けることができます。

対象となる方

商店街振興組合、事業協同組合、任意商店街、地区商店街連合会 等

内容

商店街に対して美しく潤いのある街づくりを促進するため、種、球根、草花、低木等の購入費及び管理運営費を補助します。

(補助限度額)

市 2 / 3 以内 100万円 (年間)

※対象経費の例

- ・種・球根・草花・低木・肥料等の購入費
- ・植栽の維持管理に必要な用具及びプランター等の購入費
- ・植栽の植え替え等の委託費
- ・植栽の植え替え等に必要な賃金

ご利用方法

- (1) 川口市に申請書を提出
- (2) 川口市が事業内容を審査し交付決定後に事業の実施
- (3) 事業終了後、川口市に実績報告書を提出し、交付確定後に補助金の請求

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課商業観光係

電話 048-259-9018 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

5

融資制度のご案内 (商工事業者向け)

《川口市の資金使途別制度融資一覧表》

【事業規模に見合った資金の調達をしたい】

- ・材料・商品の仕入、諸経費支払い、外注費が必要
- ・人件費、支払手形・買掛金決済資金が必要
- ・小型の機械を購入したい
- ・店舗・事務所等の改装・改築を行いたい
- ・商品陳列棚、キャッシャー等の備品を購入したい
- ・トラック等、事業用の車輛を購入したい

→ ① 小規模事業者資金融資

【まとまった資金の調達をしたい】

- ・材料・商品の仕入、諸経費支払い、外注費が必要
- ・人件費、支払手形・買掛金決済資金が必要

→ ② 中小企業運転資金融資

【事業所の新築、機械の導入を図りたい】

- ・店舗・事務所等の改装・改築を行いたい
- ・車輛建設機械等を購入したい
- ・大型の汎用機械を購入したい
- ・店舗、工場等を建設したい

→ ③ 中小企業設備資金融資

【より先進的な機械の導入を図りたい】

- ・マシニングセンタ、CNC旋盤等の高度化機械を購入したい
- ・CAD等、フレキシブル生産システム機器を導入したい
- ・再生可能エネルギー関連機器を導入したい

→ ④ 中小企業技術高度化設備資金融資

【事業所等の美化、福利厚生施設の充実を図りたい】

- ・新たに従業員用の休憩室、食堂等を設置したい
- ・工場内の環境改善のため空調機器を設置したい
- ・屋上緑化等、事業所の美化を図りたい

→ ⑤ 中小企業経営環境リフレッシュ資金融資

【新たに事業を開始したい】

- ・創業計画があり自己資金の他に資金を調達したい
- ・事業開始後5年以内で資金の調達をしたい
- ・既存の会社を分社化したい

→ ⑥ 中小企業創業支援資金融資

【市内に新たな事業所を設置し機能の集約を図りたい】

- ・製造業を営み市内の工業適地に事業（工場）を集約したい
- ・製造業を営み市外から市内に移転したい

→ ⑦ 産業立地促進資金融資

【地域貢献の認定を受けた事業者が資金の調達をしたい】

→ ⑧ 地域貢献事業者資金融資

【認定組合の組合員が短期資金の調達をしたい】

- ・売上入金までのつなぎ資金が必要
- ・少額かつ短期間の資金が必要

→ ⑨ 中小企業短期資金融資

【認定組合を通して組合員が資金の調達をしたい】

→ ⑩ 中小企業組合転貸資金融資

5 融資制度のご案内

1 川口市の事業

【事業規模に見合った資金の調達をしたい】

① 小規模事業者資金融資

市内の小規模事業者に対し、経営の安定、発展のために必要な資金の融資を行うことにより、事業活動の活発化を促します。

融資対象 次の①～③の要件に該当する方

- ①市内中小企業者であり、個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。
- ②信用保証対象業種で、市内において、同一事業を引き続き1年以上営んでおり、常時使用する従業員が工業20人以下、商業は5人以下の商工業者であること。
- ③市税を完納していること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関
- 融資限度額 1, 000万円（申請日において保証付き融資残高がある場合、2, 000万円からその残高を控除した額以内）
- 貸付利率 1. 1%（固定金利）
※金利は経済情勢等により変更されることがあります。ご利用の際は事前にご確認ください。
- 貸付期間 運転資金 10年以内、設備資金 12年以内（共に据置期間1年以内）
- 連帯保証人 個人・・・原則不要、法人・・・原則代表者
- 保証機関 信用保証協会の保証を付す（別途、保証料あり）
- 担保 必要に応じて徴する
- その他 設備資金においては、川口市内に設置する設備であることが条件となります。

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内

1 川口市の事業

【まとまった資金の調達をしたい】

② 中小企業運転資金融資

市内の中小企業者に対し、経営の安定、発展のために必要な運転資金の融資を行うことにより、事業活動の活発化を促します。

融資対象 次の①～③の要件に該当する方

- ①市内中小企業者であり、個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。
- ②信用保証対象業種で、市内において、同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
- ③市税を完納していること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関
- 融資限度額 2,000万円
- 貸付利率 1.3%（固定金利）
※金利は経済情勢等により変更されることがあります。ご利用の際は事前にご確認ください。
- 貸付期間 10年以内（据置期間1年以内）
- 連帯保証人 個人・・・原則不要、法人・・・原則代表者
- 保証機関 原則として信用保証を付す（別途、保証料あり）
- 担保 必要に応じて徴する

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内

1 川口市の事業

【事務所の新築、機械の導入を図りたい】

③ 中小企業設備資金融資

市内の中小企業者、中小企業組合・商店街振興組合に対し、機械の老朽化による更新、新規機械の導入等、事業を進めていくうえで効率化を図り、生産能力の向上を図るために必要な設備資金の融資を行うことにより、事業活動の活発化を促します。

融資対象 次の①～③の要件に該当する方

- ①市内中小企業者であり、個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。
- ②信用保証対象業種で、市内において、同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
- ③市税を完納していること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関
- 融資限度額 3,000万円
- 貸付利率 1.4%（固定金利）
※金利は経済情勢等により変更されることがあります。ご利用の際は事前にご確認ください。
- 貸付期間 12年以内（据置期間1年以内）
- 連帯保証人 個人・・・原則不要、法人・・・原則代表者
- 保証機関 原則として信用保証を付す（別途、保証料あり）
- 担保 必要に応じて徴する
- その他 川口市内に設備を設置することが条件となります

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内

1 川口市の事業

【より先進的な機械の導入を図りたい】

④ 中小企業技術高度化設備資金融資

市内の中小企業者、中小企業組合に対し、先進的な機械を導入することにより、事業を進めていくうえで効率化を図り、生産能力の向上を図るために必要な設備資金の融資を行うことにより、事業活動の活発化を促します。

融資対象 次の①～③の要件に該当する方

- ①市内中小企業者であり、個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。
- ②信用保証対象業種で、市内において、同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
- ③市税を完納していること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関
- 融資限度額 4,000万円
- 貸付利率 1.1%（固定金利）
※金利は経済情勢等により変更されることがあります。ご利用の際は事前にご確認ください。
- 貸付期間 12年以内（据置期間1年以内）
- 連帯保証人 個人・・・原則不要、法人・・・原則代表者
- 保証機関 原則として信用保証を付す（別途、保証料あり）
- 担保 必要に応じて徴する
- その他 川口市内に設備を設置することが条件となります

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内

1 川口市の事業

【事業所等の美化、福利厚生施設の充実を図りたい】

⑤ 中小企業経営環境リフレッシュ資金融資

市内の中小企業者、中小企業組合に対し、事業所等の美化の推進、作業環境の改善、福利厚生施設の充実、その他の設備を市内に導入するために必要な融資を行うことにより、より快適な職場環境の充実を図ります。

融資対象 次の①～③の要件に該当する方

- ①市内中小企業者であり、個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。
- ②信用保証対象業種で、市内において、同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
- ③市税を完納していること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関
- 融資限度額 2,000万円
- 貸付利率 1.1%（固定金利）
※金利は経済情勢等により変更されることがあります。ご利用の際は事前にご確認ください。
- 貸付期間 12年以内（据置期間1年以内）
- 連帯保証人 個人・・・原則不要、法人・・・原則代表者
- 保証機関 原則として信用保証を付す（別途、保証料あり）
- 担保 必要に応じて徴する
- その他 川口市内に設備を設置することが条件となります

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内 / 6 創業する方のために

1 川口市の事業

【新たに事業を開始したい】

⑥ 中小企業創業支援資金融資

市内で事業に必要な許認可等を受けて信用保証対象業種の事業を始めようとする方、または事業開始後、5年以内の方に対し、創業時に必要な資金の融資を行うことにより、事業活動の活発化を促します。

融資対象 次のいずれかの要件に該当する方

- ① 個人が個人で創業する場合。※
- ② 個人が個人で創業し5年を経過していない場合。
- ③ 個人が会社を設立する場合。※
- ④ 個人で会社を設立し5年を経過していない場合。
- ⑤ 会社が会社を新たに設立する場合（分社化）。※
- ⑥ 分社後の新会社が5年を経過していない場合。

※申請日現在市内に住所を有すること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関（商工中金を除く）
- 融資限度額 1,000万円（自己資金による制限有り）
- 貸付利率 1.3%（固定金利）
※金利は経済情勢等により変更されることがあります。ご利用の際は事前にご確認ください。
- 貸付期間 10年以内（据置期間1年以内）
- 連帯保証人 個人・・・原則不要、法人・・・原則代表者
- 保証機関 原則として信用保証協会の保証を付す（別途、保証料あり）
- 担保 原則として無担保
- その他 設備資金においては、川口市内に設置する設備であることが条件となります。

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内

1 川口市の事業

【市内に新たな事業所を設置し機能の集約を図りたい】

⑦ 産業立地促進資金融資

製造業を営む中小企業者に対し、市内に新たな製造拠点を設置する際に必要となる資金の融資を行うことにより、下請企業受注増加等市内中小企業の活性化、及び新規雇用の創出を図ることを目的とします。

融資対象 次の①～⑤の要件に該当する方

- ①産業分類表に規定する大分類の製造業に属する事業を行っている者であって、市内に新たに事業所を設置し事業を開始する中小企業者。
- ②申請日以前3年以上引き続き同一の場所に事業所を有すること。
- ③申請日以前3年以上引き続き同一の事業を行っていること。
- ④保証協会の保証の対象となる業種に属する事業を行っていること。
- ⑤租税（国・県・市税のすべて）を完納していること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関
- 融資限度額 1億円
- 貸付利率 1.4%（固定金利）
※金利は経済情勢等により変更されることがあります。ご利用の際は事前にご確認ください。
- 貸付期間 20年以内（据置期間2年以内）
- 連帯保証人 個人・・・原則不要、法人・・・原則代表者
- 保証機関 必要に応じて信用保証を付す（別途、保証料あり）
- 担保 原則として徴する
- その他 工業適地内での取得が条件となります

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関及び保証機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内

1 川口市の事業

【地域貢献の認定を受けた事業者が資金の調達をしたい】

⑧ 地域貢献事業者資金融資

地域社会への貢献活動を行う事業者として市長の認定を受けている市内の中小企業者、中小企業組合、商店街振興組合に対し、経営の安定、発展のために必要な資金の融資を行うことにより、事業活動の活発化を促します。

融資対象 次の①～④の要件に該当する方

- ①地域社会への貢献活動を行う事業者として市長の認定を受けていること。（融資実行後は完済まで認定を受け続けること。）
- ②市内中小企業者であり、個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。
- ③信用保証対象業種で、市内において、同一事業を引き続き1年以上を営んでいること。
- ④市税を完納していること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関
- 融資限度額 3,000万円（運転資金は2,000万円）
- 貸付利率 1.1%（固定金利）
※金利は経済情勢等により変更されることがあります。ご利用の際は事前にご確認ください。
- 貸付期間 運転資金10年以内、設備資金12年以内（共に据置期間1年以内）
- 連帯保証人 個人・・・原則不要、法人・・・原則代表者
- 保証機関 原則として信用保証を付す（別途、保証料あり）
- 担保 必要に応じて徴する
- その他 設備資金においては、川口市内に設置する設備であることが条件となります

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内

1 川口市の事業

【認定組合の組合員が短期資金の調達をしたい】

⑨ 中小企業短期資金融資

市内の認定組合の組合員に対し、経営の安定、発展のために必要な運転資金の融資を行うことにより、中小企業者等の事業活動の活発化を促します。

融資対象 次の①～⑤の要件に該当する方

- ①市内中小企業者であり、個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。
- ②信用保証対象業種で、市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいること。
- ③現在、川口市中小企業短期資金融資を受けていないこと。
- ④市税を完納していること。
- ⑤認定組合員であること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関
※利用できない金融機関がございますので、事前にご相談ください。
- 融資限度額 500万円
- 貸付利率 1.1%（固定金利）
※金利は経済情勢等により変更されることがあります。ご利用の際は事前にご確認ください。
- 貸付期間 12ヶ月以内（据置期間3ヶ月以内）
- 連帯保証人 個人・・・原則不要、法人・・・原則代表者
- 保証機関 原則として一般財団法人川口中小企業共済協会の保証を付す
(別途、保証料あり)
- 担保 指定金融機関及び一般財団法人川口中小企業共済協会との協議による

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内

1 川口市の事業

【認定組合を通して組合員が資金の調達をしたい】

⑩ 中小企業組合転貸資金融資

市内の認定組合が組合員に対し、経営の安定、発展のために必要な運転資金の融資を簡易な手続きで迅速に行うため、認定組合に転貸用の資金として貸付けます。

融資対象 認定組合の組合員であって、次の①～⑤の要件に該当する方

- ①市内中小企業者であり、個人にあつては、市内において1年以上引き続き住所を有すること。また、法人にあつては、市内において1年以上引き続き事業所を有すること。
- ②信用保証対象業種で、市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいること。
- ③現在、川口市中小企業組合転貸資金融資を受けていないこと。
- ④市税を完納していること。
- ⑤認定組合員であること。

融資内容

- 貸付機関 川口市商工振興指定金融機関
※利用できない金融機関がございますので、事前にご相談ください。
- 融資限度額 1組合員につき1,000万円
- 貸付利率 1.5%以内（認定組合及び指定金融機関との協議）
- 貸付期間 1年以内（据置期間は認定組合との協議）
- 連帯保証人 認定組合、指定金融機関及び川口中小企業共済協会との協議
- 保証機関 原則として一般財団法人川口中小企業共済協会の保証を付す
(別途、保証料あり)
- 担保 認定組合、指定金融機関及び一般財団法人川口中小企業共済協会との協議

ご利用方法

- ①ご融資を申し込まれる方は、取扱希望の金融機関と融資内容について相談の上、ご来庁ください。
- ②ご融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③審査結果については、本市所管課から申込者あて直接通知されます。
- ④川口市商工振興指定金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

5 融資制度のご案内

2 埼玉県の仕事

埼玉県中小企業制度融資①

県内に事業所を有する中小企業者等に対し、経営の安定、発展のために必要な資金の保証を行います。

融資対象 融資内容

資金名	資金の対象者	用途	期間(借置)以内	限度額(以内)	融資利率(固定金利、別途保証料)	担保	保証人
事業資金	一般貸付 中小企業者・中小企業組合	設備	10(1)年	6,000万円 (組合4億円)	1.8%~2.2%	協議	個人… 不要(原則)
		運転	7(1)年	5,000万円 (組合6,000万円)			法人… 代表者以外の連帯保証人不要(原則)
	短期貸付 中小企業者・知事が認定した中小企業組合とその組合員	運転	1年	保証付き・保証なし各 3,000万円 (合計6,000万円) (組合6,000万円)	1.5% (信用保証付き) 1.9% (信用保証なし)	法人…	代表者以外の連帯保証人不要(原則)
小規模事業資金	従業員20人(商業・サービス業は原則5人)以下の小規模事業者(組合含む)で、保証付き融資の残高と申込金額の合計額が2,000万円以内である方 ※一定の要件を満たす場合は、本資金の借換え又は再借換え(1回限り)が可能	設備	10(1)年	2,000万円	1.7%~2.1% (経営革新計画なし) 1.6%~2.0% (経営革新計画承認5年未満)	不要	個人… 不要
		運転	7(1)年	2,000万円			法人… 代表者以外の連帯保証人不要(原則)
起業家育成資金	1か月以内に個人で開業若しくは2か月以内に会社を設立し開業する具体的な計画を持つ創業者又は開業後5年未満の中小企業者 ※一定の要件を満たす場合は、本資金の借換え又は再借換え(1回限り)が可能	設備	10(1)年	3,500万円	1.3%~1.7% (開業後5年未満) 1.4%~1.8% (開業後5年以上10年未満)	協議 (開業後5年~10年)	個人… 代表者以外の連帯保証人不要(原則)
		運転	7(1)年	3,500万円			法人…
産業創造資金	経営革新計画促進貸付 経営革新計画の承認を受けて実行に取り組む特定事業者	設備	10(2)年	1億円 (組合4億円)	1.4%~1.8%	協議	個人… 不要(原則)
		運転	7(1)年	1億円			法人… 代表者以外の連帯保証人不要(原則)
	事業承継特別貸付 事業承継しようとする法人であって、一定の財務要件を満たし、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継計画等について一定の判断を受けた方 (事業承継後でも利用できる場合あり)	設備	10(1)年	1億円	1.4%~1.8%		個人… 不要
		運転	7(1)年				法人…
事業承継支援貸付 次のいずれかに該当する中小企業者 (1)経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社又は同項第2号イ若しくはロの認定を受けた個人又は同項第1号イの認定を受けた会社の代表者 (2)経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社 (3)経営承継円滑化法第12条第1項第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人	設備	10(2)年	1億円	1.6%~2.0%	個人… 不要(原則)		
	運転	7(1)年			法人… 代表者以外の連帯保証人不要(原則)		

お問い合わせ先

川口商工会議所 本所/中小企業支援課

電話：048-228-2220

鳩ヶ谷支部

電話：048-281-5555

埼玉県産業労働部金融課

電話：048-830-3801・3803

5 融資制度のご案内

2 埼玉県の仕事

埼玉県中小企業制度融資②

融資対象

融資内容

資金名	資金の対象者	用途	期間(据置)(以内)	限度額(以内)	融資利率(固定金利、別途保証料)	担保	保証人	
経営安定資金	大臣指定等貸付 特定業種関連	運転	10(1)年	8,000万円	1.5%~1.9%	協議	個人…	不要(原則)
	大臣指定等貸付 金融円滑化関連				1.4%~1.8%			
	知事指定等貸付 金融円滑化関連		10(1)年	8,000万円	1.5%~1.9%		法人…	代表者以外の連帯保証人不要(原則)
経営あんしん資金	最近3か月の売上や利益率が前年同期と比較して減少(今後3か月の減少見込みを含む)している中小企業者・中小企業組合	運転	10(1)年	8,000万円	1.7%~2.1%	不要(原則)		

ご利用方法

- ① 融資を申し込まれる方は、直接下記へお問い合わせください。
- ② 融資までには一定の審査があります。よって、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。
- ③ 審査結果については、取扱金融機関から申込者あてに直接通知されます。
- ④ 取扱金融機関と申込者間での契約が締結され融資が実行されます。

お問い合わせ先

川口商工会議所 本所/中小企業支援課

電話：048-228-2220

鳩ヶ谷支部

電話：048-281-5555

埼玉県産業労働部金融課

電話：048-830-3801・3803

5 融資制度のご案内

3 保証協会の事業

【取引先企業の倒産や自然災害等による影響を受けた中小企業者が経営の安定を図るために融資を受けたい】

セーフティネット保証制度

国の施策として災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、保証協会の一般保証枠とは別枠で保証を行います。

対象となる方

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、本店登記地の市町村（または特別区）の長の認定を受けた方

- 1号 大型倒産発生（*）により影響を受けている中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等（*）により影響を受けている中小企業者
- 3号 突発的災害（事故等）（*）により影響を受けている中小企業者
- 4号 突発的災害（自然災害等）（*）により影響を受けている中小企業者
- 5号 全国的に業況の悪化している業種（*）に属する中小企業者
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）（*）に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

（*）具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

内容

上記対象者に対し、保証限度の別枠化を図る制度です。

■保証限度額

- （一般保証限度額）・普通保証 2億円以内
・無担保保証 8,000万円以内（内、無担保無保証人保証 2,000万円）
- +
- （別枠保証限度額）・普通保証 2億円以内
・無担保保証 8,000万円以内（内、無担保無保証人保証 2,000万円）

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

お取引各金融機関の融資窓口

セーフティネット貸付・保証に関する窓口について

セーフティネット貸付制度の詳しい内容やお問い合わせ先

日本政策金融公庫 <http://www.jfc.go.jp/>

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

商工組合中央金庫 <http://www.shokochukin.co.jp/>

さいたま支店 048-822-5151

セーフティネット保証制度の詳しい内容やお問い合わせ先

○信用保証協会の窓口

埼玉県信用保証協会 <http://www.cgc-saitama.or.jp/>

048-647-4711

○中小企業庁 事業環境部金融課

03-3501-2876

6

創業する方のために

6 創業する方のために

1 川口市の事業

登録免許税の減免等のための証明書発行

市が定める特定創業支援等事業を受けたことの証明を受けることで、会社を設立した際の登録免許税の減免等が受けられます。

対象となる方

以下の特定創業支援等事業を受けられた方

- ・ 女性のための起業講座… P 4 9 参照
- ・ 専門家相談窓口… P 5 0 参照
- ・ 創業塾… P 5 1 参照
- ・ 創業セミナー… P 5 2 参照
- ・ 創業窓口相談（創業支援センター埼玉）… P 5 3 参照
- ・ 各種創業セミナー（創業支援センター埼玉）… P 5 3 参照
- ・ 協働推進課事業「盛人大学」内の起業講座

内容

以下のメリットがあります。

- ① 会社設立時の登録免許税の減免が受けられます。
- ② 創業関連保証の特例を活用することができます。
- ③ 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率を引き下げて利用できます。

ご利用方法

下記にお電話にてお問い合わせの上、ご来庁ください。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

6 創業する方のために

1 川口市の事業

女性のための起業講座

自分の特技や趣味を活かして社会に貢献したい女性や、いつかは好きなことを仕事にしたいという夢がある女性を対象に、全5回の連続講座を開催します。

対象となる方

起業を考えている女性

内容

- ① 期間：9月～10月の間で全5回

- ② テーマ：第1回 起業の心得
第2回 ビジネスプラン作成
第3回 起業に関わるお金の話
第4回 チラシ作成&SNS活用
第5回 ビジネスプラン発表会・交流会

- ③ 募集人員：15人

- ④ 受講料：全5回 6,000円程度

※昨年度の実施内容です。講座の内容は変更となる可能性があります。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

6 創業する方のために

2 川口商工会議所の事業

専門家相談窓口

創業予定もしくは創業間もない事業者の方を対象に無料で経営指導員や各種専門家が相談に応じます。

対象となる方

- ①創業予定の方
- ②創業間もない方（おおむね創業5年未満の方）

内容

- 創業全般に関する相談（特定創業支援等事業に関する支援を含む）
- 経営全般に関する相談
- 税務・記帳等に関する相談
- 事業計画の作成に関する相談
- 融資に関する相談
- ウーマンビジネスプランコンテスト BIZCON in Kawaguchi の開催（川口商工会議所 女性会）
- チャレンジショップ「THE Byrd's STAND」の活用（鳩ヶ谷支部）

ご利用方法

ご利用を希望される方は、直接下記へ相談の旨をご連絡ください。

（お電話もしくは）HP「専門相談支援・サービス」の申込みフォームよりお申込みください。

お問い合わせ先

川口商工会議所 本所/中小企業支援課 電話 048-228-2220 FAX 048-228-2221

鳩ヶ谷支部 電話 048-281-5555 FAX 048-285-6630

URL : <https://www.kawaguchicci.or.jp/>

6 創業する方のために

2 川口商工会議所の事業

創業塾

起業・創業を具体的に検討している方、もしくは創業間もない事業者を対象に創業塾を開催

対象となる方

- ① 1年以内に起業・創業予定の方
- ② 創業間もない事業者

内容

・「創業準備・経営全般」、「資金調達・事業計画」、「販路開拓・商圈分析・補助金活用」、「事業計画の作成（ワークショップ）」「ビジネスプラン発表」までを1コースとした全5日間の講座として、創業に関する手続きから創業後の経営までの一連の流れを習得します。

- ①開催時期： 概ね四半期に1回程度を予定
- ②開講数： 1コース 全5日間（同一課程を年度内に4回）
- ③講師： 中小企業診断士他
- ④募集人員： 各16人×年度内4回
- ⑤受講料： 1コース（全5日間）5,000円（予定）

ご利用方法

詳細につきましては、下記HPをご覧ください。

お問い合わせ先

川口商工会議所 本所／中小企業支援課 電話 048-228-2220 FAX 048-228-2221
鳩ヶ谷支部 電話 048-281-5555 FAX 048-285-6630
URL <https://www.kawaguchicci.or.jp>

6 創業する方のために

2 川口商工会議所の事業

創業セミナー

起業・創業を検討している方、もしくは創業間もない事業者を対象に創業セミナーを開催します。

対象となる方

- ① 起業・創業予定の方
- ② 創業後5年未満の事業者

内容

・創業期の経営に関する知識習得のため、創業手続き、資金計画、補助金活用、事業計画書の作成など開催内容を分けていますので、必要に応じて受講可能です。また、特定創業支援等事業での「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野の知識習得を含む内容となっていますので、複数回組み合わせでの受講も可能です。

- ① 開催時期： 概ね6月から毎月開催
- ② 開催数： 1回完結×全9回を予定
- ③ 講師： 中小企業診断士、社会保険労務士他
- ④ 募集人員： 各回20人程度
- ⑤ 受講料： 1回1,000円（但し、会員事業所は無料）

ご利用方法

詳細につきましては、下記HPをご覧ください。

お問い合わせ先

川口商工会議所 本所／中小企業支援課 電話 048-228-2220 FAX 048-228-2221
鳩ヶ谷支部 電話 048-281-5555 FAX 048-285-6630
URL <https://www.kawaguchicci.or.jp>

6 創業する方のために

3 創業支援センター埼玉の事業

創業支援センター埼玉

創業前・創業時、そして創業後も、事業計画や販路改革、資金調達、ITなどの疑問に経験豊富なアドバイザーがお応えします。

■創業相談

相談日 月～土曜日（年末年始（12/29～1/3）・祝日を除く）

相談時間 9：00～17：00（1回につき1時間程度）

■セミナー

創業までの流れを知ることがセミナー、準備段階での悩みを解決するセミナーなど、ステージにあわせた内容のセミナーを開催しています。

■COCOオフィス

創業間もない女性や創業を目指す女性を支援するコワーキングスペース。個室ではない図書館のようなオープンスペースなので、利用者同士のコミュニケーションが図りやすい環境です。

利用時間 月～土曜日 9：00～20：00（年末年始（12/29～1/3）・祝日を除く）

利用料金 月額6,000円（税込）

※創業支援センター埼玉の相談、セミナーは川口市の創業支援等事業計画に基づく「特定創業支援等事業」です。

ご利用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

創業支援センター埼玉

（運営：公益財団法人埼玉県産業振興公社）

電話 048-711-2222 FAX 048-857-3921

URL <https://www.saitama-j.or.jp/sogyo/>

7

市内経済循環のために

1 川口市の事業

川口市産品公共工事活用促進制度

本市が発注する公共工事を受注した事業者に対し、登録された市産品製造業者を紹介し、必要な部材等を調達する際に、市産品を使用していただくことで市内企業の製品の活用促進を図ります。

※制度に登録されたことが、発注を約束するものではありません。

市産品の定義

- ①川口市内に本社（本店）が所在し、その企業の直営工場（市外工場でも可）で製造されたもの。
- ②川口市内に本社（本店）が所在しなくても、市内の直営工場で製造されたもの。
- ③その他、本市に所在する産業支援機関又は条例第2条第2号に規定する中小企業団体に所属する企業において製造（生産）されたもの。ただし、建材に関しては、販売されたものを含む。

登録申請方法

下記ホームページより、申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ以下の書類とともに産業振興課工業振興係まで提出してください。（随時募集しています）

- ①本店等及び直営工場等の所在が確認できる資料
- ②製造している製品及び規格等について確認できる資料（カタログ等）

ご利用方法

土木・建築・設備などの公共工事関連の製品を製造する市内企業を紹介するため「市産品企業リスト」を下記ホームページ上で公開しています。公共工事の資材・部品等の調達に際し、参考にしてください。

URL

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/030/sinaikeizai/5655.html>

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課工業振興係

電話 048-259-9019 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

7 市内経済循環のために / 13 事業者への情報提供

1 川口市の事業

委託事業における市内事業者活用促進に関する取り組み

本市が発注する委託事業を受注した事業者に対し、「川口市物品入札（見積）参加資格者名簿」に登録された市内事業者（市内・準市内）の情報を提供し、必要な資機材・消耗品等を調達する際に、活用していただくことで市内事業者の活用促進を図るものです。

ご利用方法

「川口市物品入札（見積）参加資格者名簿（市内・準市内）」を下記ホームページ上で公開しています。必要な資機材・消耗品等の調達に際し、参考にしてください。

URL

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/030/sinaikeizai/2073.html>

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課工業振興係

電話 048-259-9019 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

8

企業立地のために

8 企業立地のために

1 川口市の事業

川口市土地マッチング事業（川口市土地バンク事業）

本市への企業進出の需要に応えるため、不動産業界団体と連携して情報を提供することで、企業や、市民が必要とする施設などの立地を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

対象となる方

事業者

内容

- ①民間（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会）取引物件情報の提供
- ②物件情報問い合わせの受付



お問い合わせ先

川口市経済部産業労働政策課産業創出係

電話 048-258-1619 FAX 048-258-1190

E-mail 100.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

8 企業立地のために

2 埼玉県の実業

埼玉県産業立地促進補助金

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内に工場等を立地した企業の皆様に対して補助金を交付しています。

(1) 工場・研究所

対象施設

製造業の工場または自然科学研究所

※業種は総務省「日本標準産業分類」の定めによる

主な交付条件

規模：敷地面積1,000㎡以上、かつ、工場等の建築面積500㎡以上

※県内で工場等の移転を行う場合は、従前と比較し敷地面積が1,000㎡以上、かつ、建築面積が500㎡以上拡張することが必要

雇用：補助対象施設で従事する新規雇用5人以上（県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る）※中小企業で従業員が100人以下の場合、1人以上

操業：土地売買（賃貸借）契約締結後、3年以内に操業すること

SDGs：「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること

（中小企業で従業員数が100人以下の場合、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会でも可）

ホワイト物流：「ホワイト物流」推進運動へ参加すること

補助額

不動産取得税相当額（限度額1億円）

※以下の分野に該当する事業を行う工場等を立地する場合は、限度額2億円（別途審査あり）

【対象分野】モビリティ、食料品製造、医療・医薬品・化粧品、

アグリテック・フードテック、ロボット・DX産業、GX産業

※産業観光施設を併設する場合は、当該部分について2千万円を上限に上乗せ

(2) 流通加工施設

対象施設

流通加工業務を行う倉庫等

※次のア～エのいずれかの周辺5kmの区域内に立地し、かつ、a～cのいずれかの設備を有する施設

【立地区域】ア 高速自動車国道のインターチェンジ イ 鉄道の貨物駅

ウ 流通業務団地 エ 工業団地

【設備】a 物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備

- b 物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム
- c 流通加工の用に供する設備

主な交付条件

規模：敷地面積1,000㎡以上、かつ、流通加工施設の建築面積500㎡以上

※県内で流通加工施設の移転を行う場合は、従前と比較し敷地面積が

1,000㎡以上、かつ、建築面積が500㎡以上拡張することが必要

雇用：補助対象施設で従事する新規雇用10人以上、うち5人以上が正規雇用であること（県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る）

操業：土地売買（賃貸借）契約締結後、3年以内に操業すること

SDGs：「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること

（中小企業で従業員数が100人以下の場合、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会でも可）

ホワイト物流：「ホワイト物流」推進運動へ参加すること

補助額

不動産取得税相当額（限度額1億円）

※産業観光施設を併設する場合は、当該部分について2千万円を上限に上乗せ

(3) 本社

対象施設

埼玉県内で創業、又は県外から移転した本社施設

主な交付条件

規模：本社施設の建築面積500㎡以上

雇用：補助対象施設で従事する新規雇用5人以上（県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る）※中小企業で従業員が100人以下の場合、1人以上

SDGs：「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること

（中小企業で従業員数が100人以下の場合、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会でも可）

補助額

不動産取得税相当額（限度額1億円）

※以下の分野に該当する事業を行う本社施設を立地する場合は、限度額2億円（別途審査あり）

【対象分野】モビリティ、食料品製造、医療・医薬品・化粧品、

アグリテック・フードテック、ロボット・DX産業、GX産業

※産業観光施設を併設する場合は、当該部分について2千万円を上限に上乗せ

(4) アグリテック・フードテック施設

対象施設

植物工場、陸上養殖施設等

※農業（耕種農業、畜産農業）又は漁業（海面養殖業、内水面養殖業）に該当する施設（業種は総務省「日本標準産業分類」の定めによる）

※以下のア、イに該当する施設

ア AI・IoT・ロボット等のデジタル技術を活用している

イ 外部環境の影響を制御した建屋内で生育工程が完結している

主な交付条件

規模：敷地面積1,000㎡以上、かつ、対象施設の建築面積500㎡以上

※県内で施設の移転を行う場合は、従前と比較し敷地面積が1,000㎡以上、かつ、建築面積が500㎡以上拡張することが必要

雇用：補助対象施設で従事する新規雇用5人以上（県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る）※中小企業で従業員が100人以下の場合、1人以上

操業：土地売買（賃貸借）契約締結後、3年以内に操業すること

SDGs：「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること

（中小企業で従業員数が100人以下の場合、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会でも可）

ホワイト物流：「ホワイト物流」推進運動へ参加すること

補助額

不動産取得税相当額（限度額2億円）

※産業観光施設を併設する場合は、当該部分について2千万円を上限に上乗せ

(5) 観光施設

対象施設

遊園地・テーマパーク、産業観光施設、宿泊施設 等

以下のア、イ、ウのいずれかに該当する施設

ア 遊園地・テーマパーク

非日常利用者が多く、各種遊戯施設により娯楽を提供する施設で「遊園地（テーマパークを除く）」、「テーマパーク」に該当する施設（業種は総務省「日本標準産業分類」の定めによる）

イ 産業観光施設

前掲(1)から(4)の補助対象施設に付随する学びや体験を伴う工場見学施設等で、見学者用の駐車場の確保など、受入体制が整備されている施設

ウ 宿泊施設

旅館・ホテル、リゾートクラブ（業種は総務省「日本標準産業分類」の定めによ

る)に該当し、アの周辺1キロメートルに立地する施設であり、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する施設を除くもの

主な交付条件

規模：敷地面積3,000㎡以上

ア 遊園地・テーマパーク 等

敷地面積3,000㎡以上

※県内で施設の移転を行う場合は、従前と比較し敷地面積が3,000㎡以上拡張することが必要

イ 産業観光施設

敷地面積1,000㎡以上、かつ、対象施設の建築面積200㎡以上

ウ 宿泊施設

敷地面積1,000㎡以上

雇用：補助対象施設で従事する新規雇用5人以上(県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る)※中小企業で従業員が100人以下の場合、1人以上

※産業観光施設のみを整備する場合は新規雇用要件なし

操業：土地売買(賃貸借)契約締結後、3年以内に操業すること

SDGs：「埼玉県SDGsパートナー」に登録すること

(中小企業で従業員数が100人以下の場合、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会でも可)

ホワイト物流：「ホワイト物流」推進運動へ参加すること

補助額

不動産取得税相当額(限度額1億円)

※産業観光施設のみを整備する場合は、上限2千万円

【重要】(1)～(5)共通

当補助金の活用にあたっては、土地売買(賃貸借)契約締結後、3か月以内^{*}に埼玉県企業立地課あて届出書類を提出することが必要です。

※工場等を新たに建築する場合は、着工日の前日まで可。

詳しい交付条件等については、埼玉県企業立地課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

埼玉県産業労働部企業立地課立地支援担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【電話】 048-830-3800

【企業立地課HP】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/saitama-ricchi-incentive.html>

9

勤労者の福祉向上 のために

9 勤労者の福祉向上のために

1 川口市の事業

中小企業健康管理推進補助事業

I 中小企業勤労者定期健康診断料補助金

労働安全衛生法第66条に基づき、事業者は労働者に対し定期健康診断の実施が義務づけられています。川口市では、市内の中小企業で働く勤労者の定期健康診断を実施した事業所に対して受診料金の一部を補助しています。

対象となる方

市内に事業所を有する中小企業基本法第2条に該当する事業者の方

※中小企業の範囲

- 製造業 資本金3億円以下または従業員300人以下
(建設・運輸業、その他の業種(卸売・サービス・小売業除く)を含む)
- 卸売業 資本金1億円以下または従業員100人以下
- サービス業 資本金5千万円以下または従業員100人以下
- 小売業 資本金5千万円以下または従業員50人以下

内容

- ①補助の対象：労働安全衛生規則第44条に規定する定期健康診断(同規則第43条による雇入時の健康診断は対象外)。
また、一の年度につき従業員一人あたり1回までを限度とし、申請期限は受診日の翌日から起算して1年を経過する日の属する月の末日まで。
- ②補助の金額：受診に要した費用(消費税を含む)に相当する額(その要した費用が当該事業所の加入している健康保険組合等により補填される場合は、その要した費用から補填された額を差し引いた額に相当する額)。ただし、1,300円が限度。

申請方法

定期健康診断を行った後、次の①～⑥の書類を添えて申請

- ①定期健康診断料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②定期健康診断受診者名簿(様式第2号)
- ③領収証等(健康診断を受けた事業所が健診機関等に支払った費用の額を証する書類)の写し(※受診者名による領収証の場合は事業所負担証明を添付)
- ④請求書の写し
- ⑤受診日・検査項目がわかる書類の写し
- ⑥債権債務者登録申請書(未登録および登録内容変更の方)

※申請書類は市のホームページに掲載

II 作業環境測定費補助金

労働安全衛生法第65条に基づき、作業環境測定の実施が義務づけられています。川口市では、市内の「指定作業場（特定粉じん・放射線・特定化学物質・鉛・有機溶剤業務を行う作業場）」の作業環境測定を実施した事業所に対して、測定費用の一部を補助しています。

対象となる方

市内に事業所を有する中小企業基本法第2条に該当する事業者の方

※中小企業の範囲

- 製造業 資本金3億円以下または従業員300人以下
(建設・運輸業、その他の業種(卸売・サービス・小売業除く)を含む)
- 卸売業 資本金1億円以下または従業員100人以下
- サービス業 資本金5千万円以下または従業員100人以下
- 小売業 資本金5千万円以下または従業員50人以下

内容

- ①補助の対象：作業環境測定法第3条2項の規定により、作業環境測定機関に委託実施した作業環境測定。
また、申請期限は作業環境測定の結果報告書の日付又は支払日の遅い方が属する年度の末日まで。
- ②補助の金額：測定機関に支払った費用（消費税を含む）の2分の1（1円未満の端数は切り捨て）。
補助金の限度額は、一の年度について1者30万円まで。

予算がなくなり次第終了。

申請方法

作業環境測定を行った後、次の①～⑤の書類を添えて申請

- ①作業環境測定費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②作業環境測定結果報告書の写し
- ③領収証等（測定機関等への支払がわかる書類）の写し
- ④請求書の写し
- ⑤債権債務者登録申請書（未登録および登録内容変更の方）

※申請書類は市のホームページに掲載

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

9 勤労者の福祉向上のために

1 川口市の事業

中小企業従業員等奨学金返還支援補助金

市内中小企業等に就労する若年者の奨学金の返還を支援することにより、若年者の市内定住及び市内移住の促進並びに市内中小企業等への就労と雇用を促進するとともに、働きやすいまちづくりへの環境整備の推進を図ることを目的としています。

対象となる方

市内中小企業などの正社員で、奨学金を返還している30歳以下のかた

内容

①支給額 市内在住者：一月当たり上限1万円（年額12万円）
市外在住者：一月当たり上限5千円（年額6万円）

②支給月数：最大60ヵ月

※若年者定住就労促進家賃補助金と合算した累積申請期間が、合計60ヵ月を超えない範囲が上限となります。

③対象となる奨学金：川口市奨学資金貸付金
日本学生支援機構奨学金
埼玉県高等学校等奨学金
その他地方公共団体の奨学資金で市長が認めるもの

④補助対象期間：令和7年10月1日～令和8年9月30日

申請方法

令和8年10月～11月（予定） 郵送または窓口にて受付

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

9 勤労者の福祉向上のために

1 川口市の事業

若年者定住就労促進家賃補助金

市内の賃貸住宅に居住し、市内中小企業等に就労する若年者に対して家賃補助金を支給することにより、若年者の市内定住及び市内中小企業等への就労と雇用を促進するとともに、働きやすいまちづくりへの環境整備の推進を図ることを目的としています。

対象となる方

市内中小企業などの正社員で、市内の賃貸物件に居住している30歳以下のかた

内容

- ①支給額：一月当たり上限1万円（年額12万円）
- ②支給月数：最大36ヵ月
※川口市中小企業従業員等奨学金返還補助金と合算した累積申請期間が、合計60ヵ月を超えない範囲が上限となります。
- ③対象となる家賃：対象者本人が市内の賃貸住宅に居住し、支払っている家賃
(駐車料・共益費・管理費などは除く)
- ④補助対象期間：令和7年10月1日～令和8年9月30日

申請方法

令和8年10月～11月（予定） 郵送または窓口にて受付

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

9 勤労者の福祉向上のために

2 川口市勤労福祉サービスセンターの事業

福利厚生・退職金共済制度

市内中小企業で働く従業員を対象に、企業での退職金制度を補完し、加えて福祉向上による従業員の確保定着を図ります。

対象となる方

市内に事業所を有する中小企業基本法第2条に該当する事業者の方

※中小企業の範囲

- 製造業 資本金3億円以下または従業員300人以下
(建設・運輸業、その他の業種(卸売・サービス・小売業除く)を含む)
- 卸売業 資本金1億円以下または従業員100人以下
- サービス業 資本金5千万円以下または従業員100人以下
- 小売業 資本金5千万円以下または従業員50人以下

内容

中小企業従業員等の総合的な福利厚生事業を実施

①福利厚生支援事業

会費：事業主又は従業員1人につき月額600円(事業主又は従業員負担)

②退職金共済事業

掛金：従業員1人につき1口(月額1,200円)より15口まで(事業主負担)

③事業主にとって

- ・川口市の退職金共済は「社外積立型の退職金制度」で、掛金に市が助成しており、常に「国の退職金制度を上回る給付率」を維持しております。
- ・中小企業が単独では実施し難い従業員の福利厚生を共同で行うことにより、スケールメリットを活かした魅力ある内容を提供できます。
- ・加入により企業のイメージアップと、人材確保と従業員の定着が得られます。事業主が負担する掛金等は税法上、損金又は必要経費として計上できます。

④従業員(会員)にとって

- ・さまざまな余暇活動に対する補助や各種給付金が受けられます。
- ・会報紙等の配布を通して、多くの情報提供が得られます。

お問い合わせ先

公益財団法人 川口市勤労福祉サービスセンター

電話 048-485-8611

<http://www.kawaguchisc.or.jp/> (『ゆとりぶ』で検索ください)

10

勤労者のスキルアップ のために

10 勤労者のスキルアップのために

1 川口市の事業

技能検定等受検手数料助成事業

市内中小企業従業員等の能力開発・資格取得を促進するため、技能の国家検定である技能検定制度の周知とその受検手数料の助成を行うことにより、優秀な技能者を育成し、もって市内の産業振興に資することを目的としています。

対象となる方

技能検定等に合格した事業主及び役員・常勤の従業員を有する事業所

内容

①補助の対象：各都道府県職業能力開発協会が行う「技能検定」とし、特級・1級・2級・単一等級のいずれかの級及び市が選定した国家資格
申請期限は合格日等から起算して5ヶ月以内

②補助の金額：各都道府県職業能力開発協会が行う「技能検定」
・受検手数料の全額

市が指定する国家資格

- ・受験手数料の全額
- ・資格認定機関が受講を指定する講習受講料の50%の額
(100円未満切捨て。1万円を限度とする)

※フォークリフト運転技能講習

予算が無くなり次第終了

申請方法

合格後、次の①～③の書類を添えて申請

- ①技能検定等受検手数料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②支払った費用の額を証する書類等（領収書等）の写し
- ③合格を証する書類等（合格証書、合格通知書等）の写し

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

10 勤労者のスキルアップのために

1 川口市の事業

社員研修支援事業

市内事業所に就職した新社会人等を対象に、ビジネスマナー等の研修を行い、企業人としての基礎知識の取得及び資質の向上と離職防止等を図ることを目的としています。

対象となる方

新社会人パワーアップセミナー
市内中小企業に就職した新社会人

内容

社会人に期待される役割、ビジネスマナー、コミュニケーション等
同業他社や異業種の方も参加する合同研修で、受講生同士の交流が図れるグループワークを取り入れたセミナー

ご利用方法

経営支援課へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

11

認定・表彰制度のご案内

11 認定・表彰制度のご案内

1 川口市の事業

永年勤続従業員表彰

市内事業所に長年にわたって勤続し、本市産業界の発展に寄与した優良従業員に対し、表彰を行います。

対象となる方

- ①勤続年数が15年以上25年未満の方
- ②勤続年数が25年以上35年未満の方
- ③勤続年数が35年以上の方

内容

川口市内の商工業関係同一事業所に永年勤続した商工従業員で、勤続先事業所の所属組合（団体及び任意団体を含む）が行う永年勤続表彰者に該当し、特に組合から該当者に対し併せて市長表彰の要請があったときは、要綱に基づき市長が表彰を行います。

ご利用方法

事業所の所属組合（団体及び任意団体）からの申請

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

11 認定・表彰制度のご案内

1 川口市の事業

川口市産業技術・技能者顕彰

本市産業の第一線を担う優れた技術・技能者を顕彰します。

対象となる方

次のすべての要件を満たしている技術・技能者

(国の「卓越技能者表彰」を過去に受賞された方は除く)

- ①市内の事業所で働いている現役の技術・技能者であること
- ②技術・技能を要する職種に従事していること
- ③卓越した技術・技能を有すること
- ④勤務実績、日常行為等において、他の模範と認められていること
- ⑤新製品の開発あるいは後進の育成など、その他特筆されるべき能力や業績を有すること
- ⑥技術・技能が市内産業の発展に結びつく生業に従事する技術・技能者であって、個人の趣味・嗜好でのものづくりでないこと。また、新製品や開発製品など単に製品を評価するものでないこと。

※過去に応募し、受賞しなかった方、また過去に応募し「川口産業技術・技能者大賞」以外を受賞し、更なる研鑽を積み10年以上経過した方も再応募可

内容

川口産業技術・技能者大賞	…	表彰盾・研鑽金30万円	
川口耀き賞	…	表彰盾・研鑽金20万円	(再受賞 5万円)
川口技あり賞	…	表彰盾・研鑽金10万円	(再受賞 5万円)
川口グッドアイデア賞	…	表彰盾・研鑽金 5万円	(再受賞 5万円)
川口チャレンジ賞	…	表彰盾・研鑽金 5万円	(再受賞 5万円)

ご利用方法

事業所・業界団体等からの推薦のほか、対象者本人が応募も可。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

11 認定・表彰制度のご案内

1 川口市の事業

地域貢献事業者認定事業

地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定することにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図ります。

対象となる市内事業者等

認定を受けることができるのは、地域・社会的課題の解決に向けた取組みの実績があり、次のいずれかに該当する市内事業者等です。

- ①中小企業者（個人事業主も含む）、農業者
- ②中小企業等協同組合、農業協同組合
- ③商店街（任意商店街も含む）
- ④その他①を構成員とする任意団体

認定のメリット

認定を受けた事業者等は、次に挙げる市等の支援策を活用できます。

- ①メディア、広報紙、ホームページ及びパンフレット等で市内外へ広くPR
- ②地域貢献事業者資金融資制度の利用
(貸付額〔運転 2,000 万円以内、設備 3,000 万円以内〕 利率年 1.1% ※別途審査あり)
- ③地域貢献推進補助金 (限度額 20 万円 対象経費の 1/2 以内の額を補助)
- ④住工共生コミュニティ活動事業補助金
(補助対象経費の 30%→50% 限度額 30 万円)
- ⑤商店街コミュニティ活動事業補助金
(補助対象経費の 30%→50% 限度額なし)
- ⑥展示会等出展事業補助金
(限度額 30 万円→40 万円 対象経費の 1/2 の額を助成)
- ⑦表彰制度 (認定後、1年以上の地域貢献活動の実績に基づき報奨金を授与)
- ⑧市が発注する公共工事のうち、川口市総合評価方式を採用する公共工事において加点される項目を設定。(選択評価項目 1点)

ご利用方法

毎年度1回(5月頃)募集しております。

申し込みには条件がありますので、直接下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課経営支援係

電話 048-258-1647 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

12

採用・就職をする方
のために

12 採用・就職をする方のために

1 川口市の事業

川口市企業ガイド

市内企業の人材不足の解消と市内産業の発展を図るため、若年者の雇用を積極的に行っている市内企業及び本市の事業を分かりやすく紹介する冊子を作成し、近隣の高校・専門学校・大学等に配布します。

内容

- ①市内企業の紹介（40社）
 - ・ 事業概要
 - ・ 給与、勤務時間、休暇
 - ・ 特長ある福利厚生（手当ほか）
 - ・ 新入社員の主な役割と仕事
 - ・ 一日のタイムスケジュール
 - ・ 若手社員インタビュー など
- ②市の事業紹介
 - ・ 退職金制度
 - ・ 福利厚生
 - ・ 補助金 など

配布時期

令和8年7月1日（予定）

配布先

- ・ 市内及び近隣の高校・専門学校・大学
- ・ 市内公共施設
- ・ 市内の人が多く集まる施設 など

詳細

経営支援課へお問い合わせください。

お問い合わせ先

川口市経済部経営支援課雇用支援係

電話 048-258-7921 FAX 048-258-1161

E-mail 100.01014@city.kawaguchi.saitama.jp

12 採用・就職をする方のために

2 川口市シルバー人材センターの事業

シルバー人材センター事業

定年退職後等において、地域社会に根ざした臨時的・短期的又は軽易な就業やボランティア等の社会参加機会を希望する高齢者に対して、希望に応じた仕事を提供しています。

対象となる方

市内の企業及び個人

内容

- ①シルバー人材センターは定年退職した方など、原則60歳以上で市内在住の高齢者が豊かな経験・知識・能力を活かし、臨時的・短期的な仕事をお引き受けします。
- ②シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて事業を行う埼玉県知事の許可を受けた公益法人です。
- ③シルバー人材センターは高齢者が働くことを通じて、仲間づくりや健康維持、社会参加により、生きがいを高め、地域社会の活性化に貢献することを目的としています。

ご利用方法



お問い合わせ先

公益社団法人川口市シルバー人材センター

電話 048-256-1150 FAX 048-251-4910

E-mail kawaguchi@sjc.ne.jp URL <https://webc.sjc.ne.jp/kawaguchi/>

12 採用・就職をする方のために

3 ハローワークの事業

ハローワーク（公共職業安定所）

従業員を募集したい事業主の方、就職について相談したい求職者の方はハローワーク（公共職業安定所）を是非ご利用ください。

従業員を募集する事業所の方

求人の申込みは、原則、事業所の所在地を管轄するハローワークでお受けしています。川口市、蕨市、戸田市に所在地がある事業所は、ハローワーク川口駅前庁舎において求人の受付をいたします。（管轄のハローワークがご不明の場合には、事前にご相談ください。）

また、新規学校卒業者等の求人申込み、障害者等の雇用管理相談、各種助成金の申請等についても、ハローワーク川口駅前庁舎にてお受けしています。

就職についての相談、求人の紹介を希望する求職者の方

◇職業相談

就職に関する相談を希望する方はハローワークへの求職の申込みが必要となります（初回のみ）。

求職の申込み、職業相談は全国どこのハローワークでも行うことができます。

◇職業紹介

ハローワーク内に設置されている求人検索パソコンやハローワークインターネットサービス（<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>）で求人の検索、求職の申込みができます。条件に合う求人がありましたら、ハローワークで紹介を受けることができます。

お問い合わせ先

（従業員を募集する事業主の方）

ハローワーク川口駅前庁舎

川口市川口 3-2-2 リプレ川口一番街 2 号棟 1 階

電話 048-229-8609 FAX 048-252-8605

（就職について相談を希望する求職者の方）

ハローワーク川口（川口公共職業安定所）

川口市青木 3-2-7

電話 048-251-2901（部門コード 41#） FAX 048-251-3724

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-hellowork/list/kawaguchi.html>

13

勤労者・事業者への情報 提供

13 事業者への情報提供

1 川口市の事業

「はかり」の定期検査

適正な計量の実施を確保するために、商店・工場・医療機関等で取引・証明に使用している「はかり」を計量法第19条の規定に基づき区域を定めて2年に1回、定期検査を実施します。

検査要領

- | | |
|-------------|---|
| 1 検査対象地区 | 偶数年度 横曽根地区（並木、並木元町以外）、
青木地区、新郷地区、神根地区、芝地区、
安行地区、戸塚地区、鳩ヶ谷地区

奇数年度 中央地区、南平地区、
横曽根地区（並木・並木元町） |
| 2 検査対象「はかり」 | (1) 商品の取引に使用する「はかり」
(2) 薬局などで薬の調合に使用する「はかり」
(3) 宅配便などの運賃算出に使用する「はかり」
(4) 保健所・病院・学校・保育園等で健康診断に
使用する「はかり（体重計）」
(5) その他、取引または証明に使用する「はかり」 |
| 3 検査場所 | 各商店・各工場・各医療機関等 |
| 4 代 検 査 | 定期検査に代わる検査として、計量士による検査を受ける
こともできます。 |
| 5 そ の 他 | (1) 取引・証明に使用する「はかり」は、検定を受けて
いることが条件です。
(2) 家庭用のマークがある「はかり」は、取引・証明に
使用することはできません。 |

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課工業振興係

電話 048-259-9019 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

14

農業の振興のために

14 農業の振興のために

1 川口市の事業

認定農業者支援事業

5年間における経営改善のための計画（農業経営改善計画）を作成し、市等（農業経営を営む地域によっては県または国）の認定を受けると、認定農業者になります。

対象となる方

市内に住所を有する農業者等

内容

自らの農業経営を改善しようとする農業者が、経営改善のための計画（農業経営改善計画）を作成し、市等の認定を受ける制度です。意欲と能力のある農業者を育成し、経営改善を図ろうとする農業者を支援していきます。認定期間は5年間です。経営方針や経営改善の目標が明確になると同時に、認定農業者になることによって、低利の「農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）」の利用や「農業近代化資金」の特例が受けられるなどのメリットがあります。

ご利用方法

「農業経営改善計画認定申請書」に必要事項をご記入のうえ、提出してください。認定されると、農業経営改善計画認定書を交付いたします。

「農業経営改善計画認定申請書」に記載する内容は、5年間における①農業経営体の営農活動の現状及び目標②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置などを記載します。

なお、「農業経営改善計画認定申請書」は、農政課にご用意しております。ご希望があれば郵送もいたしますので、お電話ください。また、川口市ホームページ「事業者向け」メニューの「産業振興」カテゴリ内にある「農業・植木産業」のページに認定農業者制度について掲載しておりますので、そちらから申請書のダウンロードもできます。

お問い合わせ先

川口市経済部農政課農業振興係

電話 048-259-7249 FAX 048-258-1161

E-mail 100.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

14 農業の振興のために

1 川口市の事業

農業近代化資金利子補給制度

農業経営の改善を目的として、農業者等が施設の建築や農機具の取得等のため、農業制度資金の融資を受けた際に、市等が利子の一部を補助する制度です。

対象となる方

市内に住所を有する農業者等

内容

【融資条件】(令和8年3月末現在)

資金名	対象者	融資(限度)額	基準金利	利子補給率
(県制度) 農業近代化資金	市内に住所を有する農業者等	対象事業費の80%以内 (認定農業者は100%) 限度額 個人:1800万円 法人:2億円	3.75%	県 1.25%+市 2.5%
(市制度) 農業資金	市内に住所を有する農業者等	対象事業費の80%以内 限度額 個人:1800万円 法人:1800万円	3.75%	市 1.85%

【資金の種類】

施設の建築等	農舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、果樹棚、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物販売施設、病虫害等防除施設、観光農業施設等の取得等に必要な資金
農機具の取得等	原動機、耕うん整地用機具、肥料調製散布用機具、病虫害等防除用機具、生産・経営管理情報処理用機具等の取得等に必要な資金
果樹等の植栽 又は育成	果樹・花木等の多年生又は永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
農業経営の改善	農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等に必要な資金
農地等の改良	農地等の改良又は造成に必要な資金
農地等の取得 (市制度のみ)	農地等の取得に必要な資金

ご利用方法

J A窓口にてご相談下さい。

お問い合わせ先

川口市経済部農政課農業振興係

電話 048-259-7249 FAX 048-258-1161

E-mail 100.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

14 農業の振興のために

1 川口市の事業

農業施設設置助成事業

農業施設を設置し、農業経営の改善・近代化を図り、集約的で付加価値の高い農業を推進するために、事業費の一部を助成する事業です。

対象となる方

市内に住所を有する農業者等

内容

事業種目の 対象条件	農業近代化資金の融資を受ける施設 耐用年数が5年以上で新築・新品・新設の施設（増設・改築は対象外）
助成額	予算の範囲内で経費の15%以内、限度額は300万円以内
事業種目	農産物育成管理用施設、かん水施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農産物集出荷施設、農業生産公害防止等用施設、農産物加工施設

お問い合わせ先

川口市経済部農政課農業振興係

電話 048-259-7249 FAX 048-258-1161

E-mail 100.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

14 農業の振興のために

1 川口市の事業

農業振興事業計画認定制度

農業と観光を融合し地域の活性化を推進するため、市街化調整区域を規制緩和し、農業振興事業計画を認定することにより農業振興施設の設置を支援します。

対象区域

市内の市街化調整区域（荒川及び綾瀬川河川敷地区は除く）

対象となる方

対象区域内に農地等を持つかた

対象区域内の農地等の使用について所有者等の同意を得て事業を行うかた

対象事業

農家レストラン運営事業（カフェ等も含む）

農産物直売所運営事業（農産物の販売施設）

6次産業化に関わる施設運営事業（農産物加工施設）

※川口市内の農業者が生産する農産物又は川口市内において生産される農産物を原材料又は販売する商品として2品目以上使用することが条件となります。

※区域によっては設置できない施設があります。

支援内容

事業計画の認定を受けた市内に住所を有する農業者に対して、農業振興施設の新規開設に要する経費の一部補助などを行います。

ご利用方法

制度の手引きや申請書等は、農政課にご用意しております。また、川口市ホームページ「事業者向け」メニューの「産業振興」カテゴリ内にある「農業・植木産業」のページに農業振興事業計画認定制度について掲載しておりますので、そちらからダウンロードもできます。なお、申請にあたっては、事前相談の手続きが必要となりますので、農政課窓口までお越しください。

お問い合わせ先

川口市経済部農政課農業振興係

電話 048-259-7249 FAX 048-258-1161

E-mail 100.04000@city.kawaguchi.saitama.jp

14 農業の振興のために

2 川口緑化センターの事業

各種イベントのご紹介

本市地場産業である植木を中心とする花き及び造園などの PR と消費拡大を図るため、様々なイベントを実施しています。(開催時期は変わることがあります)

4月・10月 春・秋の安行花植木まつり(川口緑化センター)
花き等の展示・販売を実施し、本市の緑化産業の振興を図っています。

4月25日・26日 駒込・安行植木まつり(染井吉野桜記念公園)
東京都豊島区駒込において、川口安行の植木を中心とする花きなどの魅力を積極的に発信することにより、新旧の「植木の里」である安行と駒込の地域交流を図っています。

5月23日・24日 春の園芸フェスタ(キュポ・ラ広場)
花き等の展示・販売や講習会を実施し、本市の緑化産業の振興を図っています。

お問い合わせ先

公益財団法人川口緑化センター

電話 048-296-4021

E-mail jurian@jurian.or.jp

14 農業の振興のために

2 川口緑化センターの事業

ホームページ等による情報発信

インターネットによるホームページや SNS での情報発信により、若い世代や、市内はもとより全国への PR を行います。

内容

ホームページや SNS を開設した場合、川口緑化センターの運営するサイトにリンクをはることができます。検索サイトからだけでなく、川口緑化センターのホームページを見た人からも開設したホームページや SNS を見てもらう機会を増やすことができます。

利用方法

川口緑化センターホームページ (<https://www.jurian.or.jp/>) の「緑花マップ」のページにリンクをはることができます。ご希望される場合は電話でお申し込みください。

※注意事項 リンクのはりつけや、SNS の登録については、サイトの運営方針により制約等がございますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

公益財団法人川口緑化センター

電話 048-296-4021

E-mail jurian@jurian.or.jp

15

農業委員会からのご案内

15 農業委員会からのご案内

1 川口市農業委員会の事業（事務）

農地転用手続き

農地を農地以外の用途に利用する場合には、市長等の許可又は農業委員会への届出が必要です。

対象となるかた

農地を農業以外の用途に利用することを計画しているかた

内容

農地を住宅や倉庫等の建物敷地、資材置場、駐車場、道路等、農地以外の用途に変更することを「農地転用」といいます。農地を転用する場合には、あらかじめ市長等の許可を受けるか、農業委員会に届出をしなければなりません。転用許可等を受けないで農地の転用をした場合は、農地法違反となり、農地の権利取得の効力は生じません。また、市長等は原状回復その他違反行為の是正のため必要な措置を命ずることができます。

なお、農地改良などの工事期間であっても、一時的に農地としての利用ができなくなる場合は、農地転用の許可又は届出が必要となりますのでご注意ください。

①農業委員会への届出

市街化区域内農地を転用する場合には、届出書に必要な書類を添えて、あらかじめ農業委員会に提出してください。

②市長等の許可

市街化調整区域内農地を転用する場合には、市長等の許可を受ける必要があるため、申請書に必要な書類を添えて、農業委員会に提出してください。

お問い合わせ先

川口市農業委員会事務局

電話 048-258-7922 FAX 048-258-1161

E-mail 280.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

15 農業委員会からのご案内

1 川口市農業委員会の事業（事務）

相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行

相続税納税猶予制度は、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続する相続人が、農業を継続する場合に限り、相続税の一部の納税について猶予を受けられる特例制度です。農業委員会では、この制度の適用を受けるために必要な適格者証明の発行をします。

対象となるかた

農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する相続人

内容

相続税納税猶予制度は、農業を営んでいた被相続人等から農地等を相続する相続人が、農業を継続する場合に、次の相続もしくは農業後継者に対する生前一括贈与があるまでの間、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する特例制度です。

また、特例の適用を受けた農業相続人が死亡又は生前一括贈与した場合は、猶予税額の納税が免除されます。

①被相続人の要件

死亡の日まで農業を営んでいたかた

②相続人の要件

相続税の申告期限までに、相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる旨を農業委員会が証明したかた

③特例の対象となる農地等

被相続人が農業の用に供していた農地で、次のいずれにも該当するもの

- ・被相続人から相続により取得した農地であること。
- ・申告期限内に遺産分割された農地であること。
- ・相続税の申告書に、この制度の適用を受ける旨の記載があること。

手続き

申告書に所定の事項を記載して、税務署に申告する際に、農業委員会が交付する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となりますので、適格者証明の発行について農業委員会事務局までご相談ください。

お問い合わせ先

川口市農業委員会事務局

電話 048-258-7922 FAX 048-258-1161

E-mail 280.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

15 農業委員会からのご案内

1 川口市農業委員会の事業（事務）

川口市農地情報登録制度

川口市農地情報登録制度（川口市農地バンク制度）は、農地の賃貸借などに関する情報を収集し、広く市内農業者等に提供することで、農業者の確保及び経営規模の拡大促進、耕作放棄地の発生防止・解消など、農地の有効利用の促進を目的とする制度です。

対象となる農地

対象は次の要件に該当する農地です。

- ① 市内の市街化調整区域内の農地又は生産緑地地区内の農地であること
- ② 登記地目が「田」又は「畑」であって、かつ、現に農地として耕作されていること

対象となる耕作希望者

対象は次の要件に該当するかたです。

- ① 年間150日以上農作業に従事できるかた
- ② 現に所有する全ての農地の耕作状況及び農作業への従事状況からみて、新たに取得する農地を効率的に利用して耕作できるかた

内容

農業委員会では、農地の管理が困難であるため売却又は一時的な貸付けを希望する農地の所有者から、当該農地の情報を収集・集約し、ホームページ等で広く市内外の農業者等に提供しております。

また、農地を取得し、農業経営の拡大等を考えており、耕作希望者の要件を満たしているかたにおいては、希望者の情報を登録することにより、登録農地の詳細な情報を提供することができます。

登録にあたっては、申請書を記載し、必要な書類を添付のうえ、農業委員会に提出してください。

川口市農地バンク制度の詳細については、農業委員会事務局にご相談ください。

お問い合わせ先

川口市農業委員会事務局

電話 048-258-7922 FAX 048-258-1161

E-mail 280.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

16

観光の振興のために

16 観光の振興のために

1 川口市の事業

地域資源活用事業

本市に活動拠点を有する地域団体が、川口の特徴ある地域資源を活用した取り組みを実施する際に、補助を受けることができます。

地域資源とは

農林水産物、鉱工業品、観光資源、歴史的文化遺産、その他市長が認めるもの。

内容

川口の特徴ある地域資源（観光資源）を活用した市内事業者等が主体となる地域団体の取り組みにより、市内外からの誘客や交流を促進するものに対し、より一層積極的な活動を促し、観光振興を目的として、事業経費の一部を補助します。

補助対象団体

本市に活動拠点を有し、活動実績のある地域団体

補助内容

- ・ 補助率… 50%以下
- ・ 上限額… 200,000円（予算の範囲内で決定する額）
- ・ 対象経費の例（イベント等で直接使用するもの）
看板制作委託費、会場設営委託費、消耗品、印刷製本費、会場使用料、出演料など
- ・ 対象とならない経費の例
景品や記念品、食材等の材料費、交通費、バス等の借り上げ料、飲食費、保管料等の直接イベントに必要な経費

ご利用方法

- （1）川口市に申請書を提出
- （2）川口市が事業内容を審査し交付決定後に事業の実施
- （3）事業終了後、川口市に実績報告書を提出し、交付確定後に補助金の請求

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課商業観光係

電話 048-259-9018 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

16 観光の振興のために

1 川口市の事業

住宅宿泊事業法（民泊）について

住宅宿泊事業法は、急速に増加するいわゆる民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとして、新たに制定された法律です。

法の施行日 平成 30 年 6 月 15 日



・制度に関する詳しい内容は、下記「民泊 ポータルサイト」をご覧ください。



民泊 ポータルサイト 検索

◇民泊の制度、届出、運営システムの操作などに関する相談
民泊制度コールセンター（受付時間平日 9：00～17：00）

☎0570-041-389（よい民泊）

◇市内で民泊を始める場合の届出先

問 産業振興課 048-259-9018

◇分譲マンションの民泊対応

分譲マンションでは、管理規約で民泊実施の可否について条例の範囲内で決定することができます。トラブル防止のため、国土交通省のマンション標準管理規約を参考にして、管理規約の改正（規約改正のための総会の開催が難しい場合は理事会による決議）を行うようお願いします。（問 住宅政策課 048-242-6326）

※宿泊事業を行う場合は、住宅宿泊事業法による届出または旅館業法の許可が必要です。

無届、無許可の場合は旅館業法違反として罰則の対象となります。

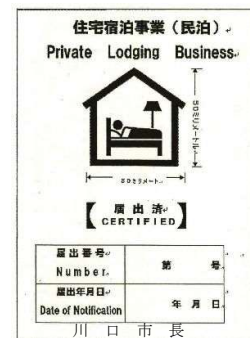
（旅館業法についての問い合わせ先 保健所生活衛生課 048-229-3913）

お問い合わせ先

川口市経済部産業振興課商業観光係

電話 048-259-9018 FAX 048-258-1161

E-mail 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp



届出住宅には、標識が掲示されます。

経済産業省・中小企業庁等の支援策について

中小企業庁では、「中小企業施策利用ガイドブック」を作成し、経済産業省や中小企業庁の施策を中心とした中小企業施策を紹介しております。

「中小企業施策利用ガイドブック」はインターネットで閲覧できます。下記 URL よりご覧ください。



中小企業施策利用ガイドブック 2026 検索

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2026/index.html

川口の魅力を発信しているまごお～!!



X (旧 Twitter)



Instagram

産業振興課公式キャラクター まご兵衛

企画・編集

川口市経済部産業振興課工業振興係